



第1次安曇野市総合計画 安曇野市

「北アルプスに育まれ こころ輝く 田園都市 安曇野」を目指して



安曇野市長学杯伊之郎



平成17年10月1日、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の5町村が合併して「安曇野市」が誕生しました。安曇野は、北アルプスの雪解け水が豊富な湧水となって大地を潤し、先人が築いた豊かな歴史・文化、そして美しい自然に抱かれた田園都市です。

近年の社会経済環境は、高度情報化や国際化の進展、地球規模での自然環境への配慮、そして少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、地方自治体は、地方分権が進展する中でさまざまな行政課題や多様化する市民ニーズに対応した新たな行政運営が求められています。

この度、このような社会情勢の変化を踏まえ、時代の潮流に的確に対応した独自性・自立性の高い都市経営的視点にたったまちづくりを進めるため、総合的な市政運営の基本方針として平成20年度を初年度とする「第1次安曇野市総合計画」を、多くの市民の皆様の参加をいただき、策定することができました。

本計画では、まちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりが主体的にかかわるための「道しるべ」となる「安曇野市民憲章」を基本理念に掲げ、本市の将来都市像を「北アルプスに育まれ こころ輝く 田園都市安曇野」としております。

今後は、将来都市像の実現に向けて、市民の皆様とともに、活力ある地域の創造と魅力あるまちづくりを着実に進めてまいる所存でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言を賜りました市 民の皆様をはじめ、慎重な審議を賜りました市議会並びに総合計画審議会 の皆様など関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

目 次

	序	論	j	1
		第1章	計画の策定趣旨	3
		第1節		3
		第2節		3
		第3節		3
		第2章	計画策定の前提条件整理	4
		第1節		4
]	地理的条件	4
		2		4
		3		5
		4		5
		第2節		6
		第3節		7
		第4節		8
		第5節		9
) J O II		Ū
	其	本構想	ī	11
		ידי וידי		• •
		第1章	基本理念	13
		第2章	将来都市像	14
		第3章	施策の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
		第1節	i 分野別基本方針 ·······	15
		1	環境に優しいまちの形成	15
			● 自然と共生するまち	15
			● 環境への責任を果たすまち	15
		2	穏やかに暮らせるまちの形成	16
			● 健やかに暮らせるまち	16
			● 認め合い支えあえるまち	16
			● 安心を支えるまち	16
		3	人と文化を育むまちの形成	17
			● 郷土を担う人を育むまち	17
			● 生涯を通じて学びあうまち	17
			● 文化を学び育むまち	17
Personal Property and Property		4	安心・安全・快適なまちの形成	18
の名を			● 災害に強いまち	18
STATE OF THE PARTY			事件・事故を防ぐまち	18
			● 風土に根ざした魅力あるまち	18
			● 利便性の高いまち	18
		5	豊かな産業のあるまちの形成	19
			● 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち	19
			● 活力ある商工観光業を振興するまち	19

第2節	都市経営方針	20
1	協働によるまちづくりの推進	20
•	協働で築かれるまち	20
2	経営的視点にたった行財政運営の推進	20
•	経営的視点にたった行財政運営がなされるまち …	20
第3節	施策の大綱の体系	21
基本計画		23
		3
基本計画の	構成	25
基本計画の	見方	31
第1章	環境に優しいまちの形成	
第1節	自然と共生するまち	
1	自然環境の保全	32
2	快適な生活環境の整備	34
第2節	環境への責任を果たすまち	
1	地球温暖化対策	36
2	循環型社会の構築	38
3	水環境の保全活用	40
第2章	穏やかに暮らせるまちの形成	
第1節	健やかに暮らせるまち	
1	健康づくりの推進	42
2	医療環境の充実	44
第2節	認め合い支えあえるまち	
1	地域福祉の推進	46
2	障害者福祉の充実	48
3	高齢者福祉と生きがい対策	50
4	高齢者介護サービスの充実	52
第3節	安心を支えるまち	
1	子育て支援の充実	54
2	社会保障制度の充実	56
3	生活困窮者への支援	58
第3章	人と文化を育むまちの形成	
第1節	郷土を担う人を育むまち	
	学校教育の充実	60
2	青少年の健全育成	62
第2節	生涯を通じて学びあうまち	
1	生涯学習の推進	64
2	スポーツ活動の推進	66
第3節	文化を学び育むまち	
1	芸術文化活動の振興	68
2	交流活動の推進	70

	第4章	安心・安全・快適なまちの形成	
	第1節	災害に強いまち	
	1	防災対策の充実	72
	2	治山・治水事業の促進	74
	第2節	事件・事故を防ぐまち	
	1	防犯・交通安全の推進	76
	2	消費者保護の推進	78
	第3節	風土に根ざした魅力あるまち	
	1	秩序あるまちづくりの推進	80
	2	景観の保全・育成	82
	3	住環境の整備	84
	第4節	利便性の高いまち	
	1	道路の整備	86
	2	公共交通の整備	88
	第5章	豊かな産業のあるまちの形成	
	第1節	次代へつなぐ農林水産業を振興するまち	
	1	農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	2	林業の振興	92
	3	水産及び特産の振興	94
	第2節	活力ある商工観光業を振興するまち	
	1	商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	2	工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	3	労働環境の整備	100
	4	観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
	第6章	協働によるまちづくりの推進	
	第1節	協働で築かれるまち	
	1	協働のまちづくりの推進	
	2	市民参画の推進	
	3	男女共同参画の推進	
	4	人権の尊重	110
	第7章	経営的視点にたった行財政運営の推進	
	第1節	経営的視点にたった行財政運営が成されるまち	
	1	地域情報化の推進	
	2	行政改革の推進	
	3	開かれた市政の推進	
	4	健全な自治体経営の推進	118
	重点プロ		
		コジェクト	
	1	水のプロジェクト	
	2	食のプロジェクト	
	3	交流のプロジェクト	123
 刍	料編		125
_	イーナ カガ田		(()









第1節 計画策定の目的

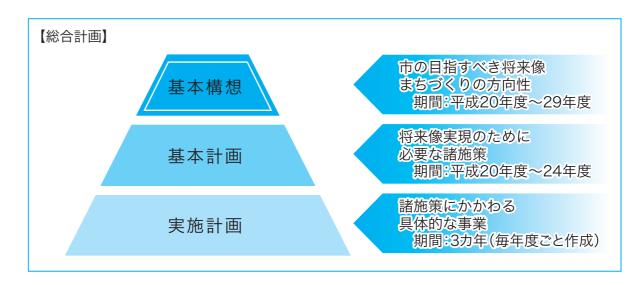
安曇野市は平成17年10月1日、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の5町村が合併して誕生した新市です。

この「安曇野市総合計画」は、市の目指すべき将来像と、その実現に必要な諸施策の方向性を定め、 市政の最も基本となる計画として、これからのまちづくりを進めていくことを目的として策定し たものです。

なお、計画の策定にあたっては、各種団体の代表や公募市民によって構成される総合計画審議 会を中心とし、より多くの市民の意見を計画へ反映させるために、市民意向調査や市民会議など を行いました。

第2節 計画の構成

総合計画は、市の目指すべき将来像とまちづくりの方向性を示す「基本構想」、将来像を実現するために必要な諸施策を定める「基本計画」、基本計画で定められた諸施策を具体的な事業としてとりまとめる「実施計画」の3つの計画からなります。



第3節目標年次

第 1 次安曇野市総合計画は、平成 29 年度を目標年度とし、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間を計画期間とします。

第2章 計画策定の前提条件整理

第1節 市の概況

1 地理的条件

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置しています。

西部には、燕岳、大天井岳、常念岳などの海抜 3.000 m級の雄大な北アルプス連峰がそびえ 立ち、この山々を源とする梓川、烏川、中房川、高瀬川などが大地を下り、犀川に合流しています。 また、北アルプスの雪解け水は豊富な湧水となってこの地を潤しています。

「安曇野」と呼ばれる海抜 500 ~ 700 mのおおむね平坦な複合扇状地は、美しい自然や豊か な歴史・文化をたたえています。

年間平均気温は 11.2℃で、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は厳寒でも積雪は少なく、年間降水 量は全国平均を大きく下回ります。



2 歴 史

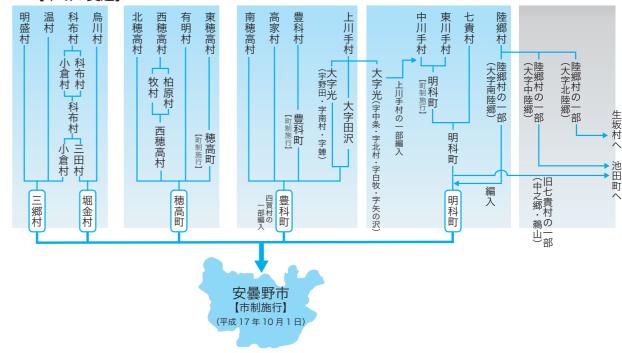
安曇という地名は、6世紀後半ころにこの地に移住してきたとされる「安曇族」に由来して いるといわれています。

550 m

12世紀後期には寄進地系荘園が最盛期を迎え、市内には住吉庄(すみよしのしょう)・野原 庄(やばらのしょう)などが確認され、江戸時代に「矢原堰」・「拾ヶ堰」などの用水路が開削され、 広大な原野が水田へと姿を変え稲作が一層進展しました。

明治8年には16の村に分かれていたこの地も、大正時代の「町制施行」と「昭和の大合併」 などから5つの町村に再編されていましたが、50年余の歳月を経た平成17年10月1日に「平 成の大合併」によって、「安曇野市」が誕生しました。

【市域の変遷】



3 人口・社会

本計画期間の10年間、安曇野市の人口は微増を続けるものと予測されており、平成26年に は 10万人都市になる見込みでありますが、名実共に 10万都市にふさわしい行政体を維持して いくための「不断の努力」は欠かせません。

近年の国際化・都市化・核家族化などを起因とする、「生活様式や価値観の変化」がもたらす 市民意識の希薄化現象には、行政課題としての対応が求められています。

また、少子高齢化や団塊の世代の大量退職がもたらす社会構造の変化にも柔軟に対応してい く必要があります。

全国的に知名度が増し注目される機会が増えた本市ですが、「美しい自然や豊かな歴史・文化」 がその根底をなし、「結い」に象徴される人・情がこれを支えていることを後世に伝えていく必 要があります。

4 生活基盤

市内の南北方向には、JR 篠ノ井線と大糸線が並走し、両線で 11 の駅が設けられています。 また、主要な国道も2本走っており、この方面の交通網の整備はされていますが、東西方向の 整備が遅れていることから公共交通網の整備が求められていました。このため、平成 19 年9月 から乗り合いタクシーによるデマンド交通などによる新公共交通システムの構築を進めていま す。

高速交通網は、長野自動車道豊科インターチェンジを利用することで確保されています。

先人の英知と努力によって拾ヶ堰などが開削され、早くから稲作が行われたことから豊かな 「水・緑」が保全され、田園風景が受け継がれてきました。

産業はバランスよく展開されてきましたが近年の農業は、経営転換や後継者問題などから離 農者の増加が懸念されています。また、中心商店街では閉店する商店が後を立たないなど、産 業の建て直しが急務となっています。

第2節 時代の潮流

日本社会は、更なる成熟社会へと、大きな転換期を迎えています。時代の波を踏まえ、住民と 行政が役割を明確にしながら、新しい社会づくりに取り組み、次世代に誇りを持って継承できる まちづくりをしていくことが求められています。

【日本社会を取り巻く様相】

分 野	様 相
	・出生率低下による少子化が進展する
	・医療進歩などによる寿命が延伸する
人口構成・規模	・総人口が減少過程に入る
	・団塊世代が退職期に入る
	・交通・通信網の発達による人・物・事・金の国際化が進展する
国際 化	・国際理解の醸成、異文化交流の重要性が増す
	・情報通信技術(ICT)による利便性の向上、コミュニケーショ
高度情報化	ン形態の高度化が進展する
	・高度情報化社会に適応した社会システム構築が求められる
	・地方分権の流れが加速する
地方分権	・住民自治を重視した自己決定・自己責任による自立した地域経
	営と協働の重要性が増す
	・特色ある地域づくりが重要視される
	・価値観・生活様式の多様化が進展する
価値観·生活様式	・一人ひとりの多様性を認め合い、支えあう社会の尊重が求めら
	れる
環境問題	・地球温暖化をはじめとした自然環境問題が顕在化する
塚 児 凹 選	・循環型社会の構築に向けた環境行動の重要性が増す

6

第3節 市民意向

本計画策定にあたり、市民意向調査を行いました。

その結果、安曇野市への継続居住意向は7割と高い一方、転出意向の理由には、交通や買い物の不便さ、人間関係のわずらわしさ、老後への不安が挙げられています。

また、安曇野の風景として大切にしたい風景は、「北アルプスの山岳風景」が8割を、「水田の風景」が半数を超え、その安曇野の風景の価値は、「四季の移り変わりを感じる」、「気持ちが安らぐ」という回答となっています。

市政に対する関心については、7割の人が市政に関心があると回答しています。また、まちづくりへの参加についての考え方を尋ねたところ、4割を超える人が「地域での活動を通じてまちづくりの活動に参加したい」と回答しています。

【市民意向調査概要】

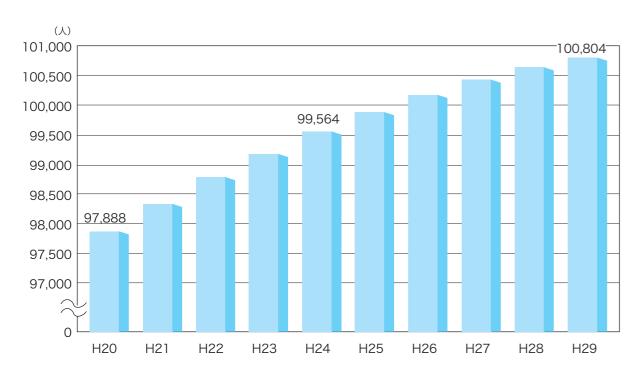
丽木牡布	18 歳以上の市民 3,000 人		
調査対象	(平成 18 年 8 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出)		
調査方法	調査対象に郵送で調査票を配布し、郵送で回収		
調本抑則	調査票発送 平成 18 年 8 月 11 日		
調査期間	調査票投函期限 平成 18年8月28日		
回答数	回収票 1,256 票		
四台数	有効回答数 1,255 票 (有効回収率 41.8%)		
	・安曇野市に対する愛着度		
	・合併の効果		
・市政に対する関心と満足度			
調査項目	・まちづくりへの参加		
	・情報共有		
	・属性		

第4節 人口フレーム

基本構想の目標年度における総人口の推計値は、100,804人(平成29年10月1日現在)となります。計画期間における総人口は、なだらかな増加傾向を続けます。

【人口推計值】

年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	
総人口	97,888 人	98,354 人	98,792 人	99,194人	99,564 人	
年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
総人口	99,894 人	100,182人	100,427 人	100,634人	100,804人	



* 平成 12 年 (92,864 人) 及び平成 17 年 (96,266 人) の国勢調査値を算出根拠とし、 各年 10 月 1 日現在の推計人口を示す。

第5節 土地利用の方向性

安曇野市の土地利用の現状は、市街地の空洞化、農地の転用による開発など、スプロール化も みられることから、地域の均衡ある発展と長期的展望に基づいた市街地の形成と市街地周辺環境 の保全・再生が求められています。

また、旧5町村間で異なる管理手法(制度)を運用していたことから、全市的な土地利用の統一ルールづくりに取り組んでおり、その早期実現が望まれています。

安曇野の大切な財産である豊かな自然環境と美しい田園景観を維持し、次代に引き継ぐために、次のような土地利用の方向性を定めます。

【土地利用の方向性】

- ①農林地や自然環境を守り、生かすこと
- ②良好な住環境を形成すること
- ③商工業・観光を振興すること







基本構想



市民憲章は、まちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりが主体的にかかわるための「道しるべ」となるものです。

そのため、市民憲章をまちづくりの基本理念と位置付けます。

安曇野市民憲章

安曇野市は、北アルプスの麓(ふもと)に広がり、美しい自然や豊かな歴史・ 文化に恵まれたまちです。

わたしたちは、ここに生きる幸せと誇りをもって、お互いに尊重し合い、 より住みよいまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 一 自然を愛し、水と緑豊かなまちをつくります
- ー 学ぶ心を育て、文化のかおるまちをつくります
- 思いやりを大切にし、健康であたたかいまちをつくります
- ー 働くことを喜び、活力のあるまちをつくります
- ー 支えあいの輪を広げ、安全で安心なまちをつくります



第2章 将来都市像

平成 17 年 10 月 1 日に合併により誕生した安曇野市は、県人口が減少へと転ずる中、県内でも 屈指の人口増加地域であり、将来の発展に可能性を秘めた地域です。

本市は、北アルプスの麓に広がる複合扇状地にあって、多くの歴史的用水により、県内有数の 米どころとして発展してきました。

また、田園風景に囲まれた豊かな自然環境と、良好な生活環境を併せ持つ地域でもあります。このような中にあって、良好な自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら、市民が活力

このような中にあって、良好な自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら、市民が活力と喜びを実感し、将来へ希望の持てる個性豊かなまちづくりを進めることが大切です。

このため、市民と行政が協働・連携を深めながら、恵まれた自然環境の保全と産業機能や生活機能がバランスよく配置された魅力的な都市環境の創造に努め、市民一人ひとりが輝きながら、成長・発展する地域を目指し、将来都市像を次のように定めます。

北アルプスに育まれ こころ輝く 田園都市 安曇野



14

第3章 施策の大綱

将来都市像の実現に向けた施策の枠組みを「施策の大綱」と定め、「分野別基本方針」と「都市経営方針」の別に記載します。

なお、都市経営方針は、分野別基本方針の根底として位置付けます。

第1節 分野別基本方針



1 環境に優しいまちの形成

安曇野には、全国に誇る清らかな水と澄んだ空気、先人から受け継いだ里山や川など、身近に四季を感じられる豊かな自然環境があります。

地球規模で環境問題への関心が高まる中、身近な環境を守り育むことで、豊かで素晴らしい 環境を次代に引き継ぐだけでなく、自らも快適に生活できるまちをつくります。

自然と共生するまち

安曇野の自然環境とそれに支えられた生活文化を守り育むため、自然との共生を進めます。 そのため、一人ひとりの生活や事業活動によって生じる環境の悪化抑制に努め、自然環境 や生活環境の保全・再生に取り組みます。

15

環境への責任を果たすまち

自然豊かな安曇野に生活する一人として、持続可能な社会の実現に向けた取り 組みを進めます。

生命の源である水資源をはじめとした 安曇野の環境や資源を守り、生かすエコ ライフスタイルの実践を推進し、地球温 暖化対策としての CO_2 の削減など、地球 規模での環境保全に取り組みます。



2 穏やかに暮らせるまちの形成

安曇野には、北アルプスがもたらす気候風土の中、人々が手を取り合い、助け合ってきた暮らしがあります。

少子高齢化が進行する中、お互いを敬う気持ちを大切にし、互いに支えあうことで、誰もが 生き生きと安心して暮らすことのできるまちをつくります。

健やかに暮らせるまち

安曇野の自然の恩恵に浴し、健やかに暮らし続けるための取り組みを進めます。

定期健診や日常生活指導などの健康づくりの推進だけでなく、いざという時に頼ることができる地域医療体制の充実に努めます。

認め合い支えあえるまち

誰もが認め合える地域社会をつくるとともに、交流、支えあいを促進するための取り組み を進めます。

障害者や高齢者への生活支援施策の充実と地域福祉を推進し、誰もが生き生きと心豊かに 生活できる環境の整備に努めます。

安心を支えるまち

誰もが分け隔てられることなく、安心して生きることができるよう、不安を取り除くため の取り組みを進めます。

安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めるとともに、国民健康保険事業など、社会保障制度の健全な運営と相談業務の充実に努めます。



16

1 人と文化を育むまちの形成

安曇野には、先人の英知が集結した有形・無形の貴重な歴史・文化があり、それを学び、守り、育てる人がいます。

グローバリズムの進展により、文化の均一化、画一化が進行する中、安曇野という地に根付き、 他に誇ることのできる独自の教育と文化のかおるまちをつくります。

郷土を担う人を育むまち

安曇野の郷土を担う、たくましく心豊かな人を育てるための取り組みを進めます。

学校教育の場で、安曇野らしい学習指導内容の充実を図るとともに、地域ぐるみで、子どもたちの健全育成に取り組みます。

生涯を通じて学びあうまち

誰もが生きがいを持って、生涯を通じて、学びあうことのできる社会づくりを進めます。 プログラム内容や機会の充実などによる生涯学習の推進や生涯スポーツの振興に取り組み ます。

文化を学び育むまち

先人から受け継いだ文化を学び、新たな文化を育むための取り組みを進めます。

人や自然、文化財など、豊かな地域資源を守り、生かした芸術文化活動の振興を図るとと もに、地域間及び国際交流の推進に努めます。



💎 4 安心・安全・快適なまちの形成

安曇野には、北アルプスをはじめとする雄大な自然が織り成す美しい景観や恩恵がある一方、 先人を苦しめた干ばつ、水害、土砂災害など、自然災害の歴史があり、大地震への危機感もあ ります。

防災、防犯、治安維持など、自治レベルでの対応が重みを増す中、誰もが安心・安全に、さらには、 快適さを感じて暮らすことのできるまちをつくります。

災害に強いまち

かけがえのない生命を守るため、力を合わせ、災害に強いまちづくりを進めます。

防災意識の高揚や自衛組織を含めた消防・救急体制の充実を図るとともに、治山・治水事 業の促進などに取り組みます。

事件・事故を防ぐまち

事件・事故のない生活を守るために、防犯対策や交通安全対策などの取り組みを進めます。 地域の自衛組織と警察などの専門機関との連携などの充実を図り、生活安全の向上に努め ます。

風土に根ざした魅力あるまち

安曇野の風土に根ざした、統一感のある、安曇野らしい魅力あるまちの保全に向けた取り 組みを進めます。

秩序あるまちづくりを進めるためのルールづくりや景観の保全、緑化などによる良好な住 環境の整備に努めます。

利便性の高いまち

誰もが快適に、安曇野で暮らし続けることができるよう、利便性の高いまちづくりを進め ます。

生活道路をはじめとした道路環境及び公共交通網の整備、充実に向けた取り組みを進めま す。

18



5 豊かな産業のあるまちの形成

安曇野には、厳しい自然環境と向き合い先人が育んだ産業、雄大な自然景観を生かした産業、 地の利を生かした産業など、この地に根付いた産業があります。

地域ブランドとしての安曇野が注目を集める中、市内外での交流を促進し、安曇野の地と私 たちの暮らしに、真の豊かさをもたらすことのできる産業のあるまちをつくります。

次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

安曇野らしい暮らしと景観を守るためにも、農林水産業を振興し、次代へつなぐための取 り組みを進めます。

農林水産業用地の保全や生産性向上のための整備、担い手育成の推進、特産品の生産支援 や地産地消の充実に努めます。

活力ある商工観光業を振興するまち

安曇野での暮らしを支え、安曇野の魅力を高める、活力ある商工観光業の振興を進めます。 また、勤労者や就業希望者のための就労環境の向上に努めます。

安曇野の資源を生かし、戦略のある産業振興策の推進に、異業種間・産学官連携のもとで 取り組みます。



第2節 都市経営方針



1 協働によるまちづくりの推進

協働で築かれるまち

安曇野の個性をより輝かせるために、誰もが積極的に自らの責任と役割を果たすことで、 自助・共助・公助に基づく協働のまちづくりを進めます。

また、不当な差別の心や行動を許さない社会であるために、人権保護の取り組みを進めます。

沙

2 経営的視点にたった行財政運営の推進

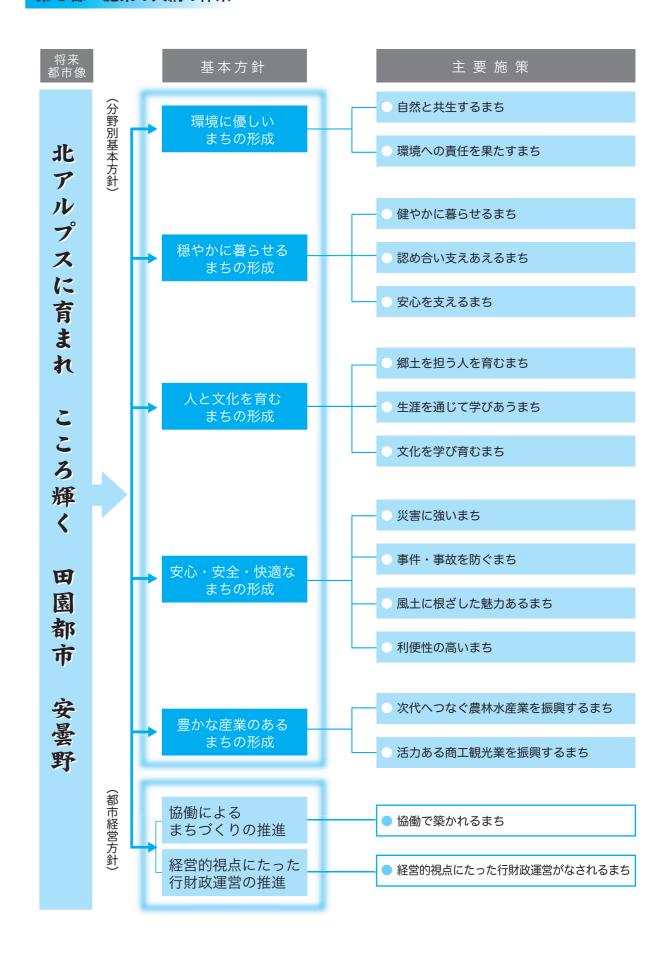
経営的視点の行財政運営がなされるまち

さまざまな行政課題に対し、生活者視点、経営的視点にたった市政運営により、行財政改革の取り組みを進めます。

地域情報化の推進によって、市民との新たなネットワークを築くなど、市政運営の効率化 と開かれた市政の推進に努めます。



第3節 施策の大綱の体系











環境に優しいまちの形成

第1節 自然と共生するまち

1 自然環境の保全

- ① 自然環境の保全と再生
- ② 地域生態環境の保全と再生
- ③ 自然環境の活用
- 2 快適な生活環境の整備
- ① 快適な安曇野らしい田園都市生活環境の創造
- ② 公害対策の推進
- ③ 環境美化運動の推進

第2節 環境への責任を果たすまち

1 地球温暖化対策

- ① 総合的な地球温暖化対策
- ② 省エネルギー対策
- ③ 新エネルギー・再生可能エネルギーの活用の推進

- 2 循環型社会の構築
- ① 環境意識の向上
- ② ごみ減量化 (リデュース) の推進
- ③ 再利用 (リユース) の推進
- ④ リサイクルの推進
- ⑤ 中間処理施設や最終処分施設への支援

- 3 水環境の保全活用
- ① 地下水の保全・涵養・適正利用
- ② 河川・用水環境の整備
- ③ 上水道の整備
- ④ 下水道の整備

穏やかに暮らせるまちの形成

第1節 健やかに暮らせるまち

1 健康づくりの推進 (1) 各種健診などの充実

② 予防活動の充実

③ 食育の推進

2 医療環境の充実 ① 地域医療体制の充実

② 救急医療体制の充実

③ 医療従事者の育成と充実

④ 終末医療の創造

第2節 認め合い支えあえるまち

1 地域福祉の推進 ① 地域福祉体制の充実

② 地域福祉活動の強化

③ 福祉意識の高揚

④ 福祉施設の充実

2 障害者福祉の充実 ① 障害者福祉サービスの充実

② 自立と就労への支援

③ 障害者福祉に関する意識の啓発

3 高齢者福祉と生きがい対策 ① 地域包括支援体制の整備

② 生きがいづくりと社会参加の推進

③ 在宅福祉サービスの充実

4 高齢者介護サービスの充実 ① 介護保険事業の充実

② 介護予防の充実

③ 介護サービスの基盤整備

第3節 安心を支えるまち

1 子育て支援の充実 ① 出産・育児に対する支援の推進

② 保育施策の充実

③ 児童福祉サービスの充実

④ 相談事業の充実

2 社会保障制度の充実 ① 国民健康保険事業の充実

② 後期高齢者保健事業の充実

③ 国民年金事業の推進

3 生活困窮者への支援 ① 相談業務などの充実

② 生活保護制度の適用

111818

人と文化を育むまちの形成

第1節 郷土を担う人を育むまち

1 学校教育の充実 ① 次代を担う人づくりの推進

② 特色ある学校教育の推進

③ 学校施設の整備

④ 相談支援体制の充実

2 青少年の健全育成

① 青少年育成環境の整備

② 青少年団体などの育成

③ 有害な社会環境の浄化

④ 青少年や放課後児童の安心・安全な居場所の確保

第2節 生涯を通じて学びあうまち

1 生涯学習の推進

① 生涯学習推進体制の構築

② 生涯学習機会の充実

③ 生涯学習施設の整備

2 スポーツ活動の推進

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

② スポーツ・レクリエーション施設の充実

③ スポーツ団体の育成と競技力の向上

④ 総合型地域スポーツクラブの育成

第3節 文化を学び育むまち

1 芸術文化活動の振興

① 地域文化の振興

② 芸術文化施設の充実

③ 芸術文化活動の推進

④ 歴史民俗資料の保存・活用

2 交流活動の推進

① 国際交流の推進

② 外国人の生活支援

③ 都市間の連携と交流の推進



安心・安全・快適なまちの形成

第1節 災害に強いまち

1 防災対策の充実

① 危機管理体制の充実

- ② 防災施設の整備
- ③ 消防体制の充実
- ④ 自主防災体制の充実
- ⑤ 防災意識の高揚

2 治山・治水事業の促進

- ① 治水対策の充実
- ② 治山対策の充実
- ③ 危険個所の解消

第2節 事件・事故を防ぐまち

1 防犯・交通安全の推進

- ① 防犯体制の充実
- ② 交通安全対策の強化
- ③ 防犯・交通安全施設の整備

2 消費者保護の推進

- ① 市民生活相談の充実
- ② 消費者教育の推進

第3節 風土に根ざした魅力あるまち

1 秩序あるまちづくりの推進

- ① 計画的なまちづくりの推進
- ② 市街地の整備

2 景観の保全・育成

- ① 街並み景観の整備
- ② 環境と景観に配慮したまちづくり

3 住環境の整備

- ① 公園の整備
- ② 緑化の推進
- ③ 公営住宅の整備
- ④ 居住環境の整備
- ⑤ 耐震化の推進
- ⑥ 市営霊園の管理と計画的整備

第4節 利便性の高いまち

1 道路の整備

- ① 幹線道路の整備
- ② 生活道路の整備
- ③ 除雪対策

2 公共交通の整備

- ① 公共交通体系の充実
- ② 公共交通の利用促進
- ③ 脱石油型の交通システムの開発



豊かな産業のあるまちの形成

第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

1 農業の振興

① 経営基盤の整備・充実

② 農産物の生産

③ 生産基盤の整備・充実

④ 地産地消の推進

2 林業の振興

① 森林の公益的機能の維持・増進

② 地域材、特用林産物の振興

③ 森林施業の推進

④ 森林の多目的活用

3 水産及び特産の振興

① 水産・特産の振興

第2節 活力ある商工観光業を振興するまち

1 商業の振興

① 商業への支援

② 商業空間の形成

③ 経営の安定化

2 工業の振興

① 新産業の創造

② 生産基盤の整備

③ 経営の安定化

3 労働環境の整備

① 就労支援の促進

② 勤労者の福利厚生の充実

③ 新産業の育成支援

4 観光の振興

① 観光基盤の整備

② 観光情報の発信

③ 新たな観光戦略の実践

④ 受け入れ態勢の整備



協働によるまちづくりの推進

第1節 協働で築かれるまち

1 協働のまちづくりの推進 (1

- ① コミュニティー活動の充実
- ② コミュニティー意識の啓発
- ③ 市民によるまちづくり推進会議の設立支援

2 市民参画の推進

- ① 市民参画システムの構築
- ② 市民参画環境の提供
- ③ 広聴制度の充実
- ④ 産学官連携
- 3 男女共同参画の推進
- ① 男女共同参画システムの充実
- ② 女性の社会活動参画推進

4 人権の尊重

- ① 人権教育・啓発の推進
- ② 人権擁護団体の育成支援



経営的視点にたった行財政運営の推進

第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

- 1 地域情報化の推進
- ① 地域情報ネットワークの構築
- ② 情報化の推進と活用
- ③ 情報セキュリティ対策の推進

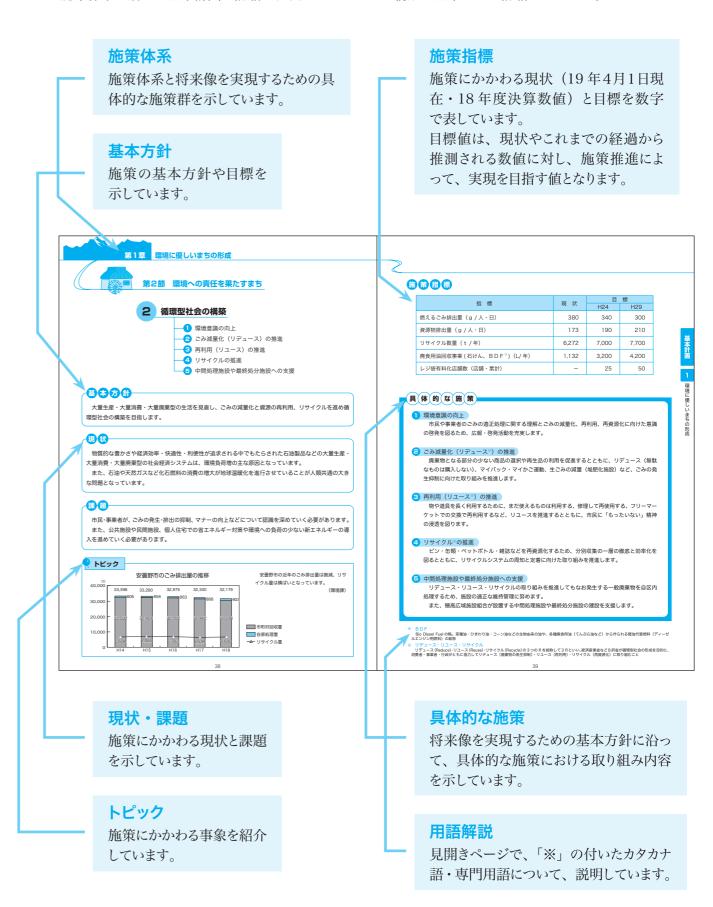
2 行政改革の推進

- ① スリムで柔軟な組織・人事体制の構築
- ② 業務の効率化
- ③ 職員管理・給与の適正化
- ④ 公共施設の効果的利用
- ⑤ 本庁舎等の建設の検討
- 3 開かれた市政の推進
- ① 情報公開の推進・充実
- ② 広報制度の充実
- 4 健全な自治体経営の推進
- ① 健全な財政運営
- ② 安定した財政基盤の確保
- ③ 広域行政の推進

30

【基本計画の見方】

施策体系に沿った基本計画の記載は、次のようなページ構成を基本として記載しています。





第1節 自然と共生するまち

1 自然環境の保全

- ── 自然環境の保全と再生
- 2 地域生態環境の保全と再生
- 3 自然環境の活用

基本方針

豊かで美しい自然環境を守り育て次代へ継承するとともに、市民が恵まれた自然にふれあい、親しめる「自然と共生する社会」の実現を目指します。

現状

全国に誇れる豊かな水と緑、澄んだ空気、里山や川など、豊かな自然があります。中でも、高山蝶(チョウ)など天然記念物に指定された生物をはじめ、当地ならではの貴重な生物が多種生息し、これらは市の自然環境の貴重な背景となっています。

また、豊かな自然は市民が自然とふれあう場としても親しまれています。

課題

自然の素晴らしさを再認識し、環境への負荷の少ない生活を実践することで、自然や生態系の維持・保全をしながら、人と自然との共生を目指したまちづくりを進めていく必要があります。

トピック

野生鳥獣による農林業被害額の推移 70,000 60,000 305 50,000 40,000 30,000 23,822 22.79 6,282 20.000 林業 10,000 H14 H15 H16 H17 H18

野生鳥獣による農林業被害額の推移についてみると、近年、被害届出額の合計は減少傾向にありますが、ニホンジカ、ニホンザルの数は、増加傾向にあります。 農業に被害を与える主な獣類はニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・クマで、鳥類はカラス・スズメ・ヒヨドリなどです。 林業に被害を与える主な獣類はニホンザル・カモシカです。

(耕地林務課)

施策指標

指標 現 状	目標		
指 惊	現 状	H24	H29
「身近な生物調査」の実施(回 / 年)	1	1	1
環境インストラクターの育成(人・累計)	_	10	20
環境インストラクターなどによる環境学習の実施(回/年)	_	5	10

具体的な施策

1 自然環境の保全と再生

豊かで美しい自然環境を保全し、市民が将来にわたってその恩恵を享受できるよう「安曇野市 環境基本計画」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 地域生態環境の保全と再生

動植物の分布状況や生息・生育環境の変化などを把握しながら、里山再生活動などにより、地域生態環境の保全と再生に取り組みます。

また、野生鳥獣による農林業被害や生態系への影響が懸念される外来種の実態を把握し、その影響を調査して、駆除対策や啓発に努めます。

3 自然環境の活用

自然とふれあえる水辺や緑の空間の保全を図り、野外体験や自然観察、自然学習活動など、環境学習機会の創出に努めます。

また、これら環境学習施設の整備や維持にあたっては、周囲の景観と自然環境に配慮した潤いと安らぎのある空間の形成に努めます。





自然と共生するまち 第1節

快適な生活環境の整備

- 1 快適な安曇野らしい田園都市生活環境の創造
- 2 公害対策の推進
- 3 環境美化運動の推進

基本方針

公害監視体制の強化やごみ排出マナー向上と環境美化に関する意識の高揚を図り、健康で快適な市民生 活の保持を目指します。

現状

今日の公害問題は従来の産業型公害から都市型・生活型公害へと移行しています。また、ダイオキシン 類や環境ホルモンなどを原因とする人々の健康被害など多様で複雑な環境問題も生じています。

また、物質的な豊かさや経済効率・快適性・利便性が追求される中でもたらされた大量生産・大量消費・ 大量廃棄型の社会経済システムは、環境に負荷を与える主な原因となっています。安曇野らしい、快適な 田園都市生活ができるような生活環境の整備、保全及び新たな環境創造が望まれています。

課題

行政、市民、事業者、各種団体などの緊密な連携のもとに環境の保全に向けた取り組みや、大量生産・ 大量消費・大量廃棄型の社会経済システムと生活スタイルの見直しを進めていく必要があります。 また、市民の需要に応じた生活環境の整備と、その適正な維持管理に努める必要があります。

トピック

不法投棄は、平成 17 年度は 263 件 13,967kg、平成 18 年度は 282 件 44,778kgにのぼり、平成 18 年度は約 253 万円の処 理費用がかかりました。

不法投棄される場所は、山林・河川などの人目につかない場所が多く、ごみ集積所に放置される場合もあります。投棄されるも のは多種多様ですが、布団・毛布などの寝具やブリキなどの金物類、タイヤ、電気ポットや電子レンジなどの家電製品が代表的な ものです。

施策指標

指標	現状	目標	
指標		H24	H29
環境美化活動団体数(団体・累計)	85	95	100
環境美化活動参加者数(人 / 年)	15,000	17,000	19,000

具体的な施策

1 快適な安曇野らしい田園都市生活環境の創造

安曇野の自然環境、田園環境を生かした、快適な田園都市生活環境を市民、地域、企業、行政 の協働で創造するための支援をします。

生活環境の保全と創造を図るため、広報・啓発活動を充実します。

2 公害対策の推進

広報活動の充実により企業・市民の公害に対する意識の高揚を図るとともに、大気・水質・土壌・ 騒音・振動・悪臭などの定期検査・測定による監視体制の強化を図ります。

3 環境美化運動の推進

市民総参加で市内清掃に取り組むとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄などについて、市民や 事業者の意識の啓発を図ります。

また、監視体制の強化や情報提供の推進により、不法投棄の未然防止に努めます。





第2節 環境への責任を果たすまち

1 地球温暖化対策

- -1 総合的な地球温暖化対策
- -2 省エネルギー対策
- ─3 新エネルギー・再生可能エネルギーの活用の推進

基本方針

CO₂ 削減の目標値を示し、エネルギー使用の抑制に努めるとともに、環境に優しい新エネルギー*の導入を進め、地球環境の保全を目指します。

現状

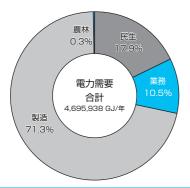
温室効果ガス*の排出による地球温暖化の進行やオゾン層の破壊など、環境への影響が地球的規模に及んでいます。

課題

行政、市民、事業者、各種団体などとの緊密な連携のもと、地球温暖化対策に関して、緊急に取り組み を進めていく必要があります。

トピック

安曇野市の電力需要量とその内訳



安曇野市のエネルギー需要量のうち、電力が約4,695,938 GJ (ギガジュール) /年、石油製品が約3,940,343 GJ/年と推計されています。電力の内訳では、民生部門が17.9%、業務部門が10.5%、製造部門が71.3%、農林部門が0.3%と推計されています。

(NEDO) *

(平成 15 年度版 総合エネルギー統計に基づく推計値)

施策指標

七 梅	指標現状	目標	
拍		H24	H29
太陽光発電システム*設置戸数(戸・累計)	404	1,000	1,500
ISO 14001 取得事業所数(累計)	18	23	28

具体的な施策

1 総合的な地球温暖化対策

「安曇野市地球温暖化対策地域推進計画」などを作成し、政府の進める CO₂ 半減方針とともに、 市独自の総合的な対策を進めます。

2 省エネルギー対策

地球温暖化対策を推進するため、市民や事業者が自主的に省エネルギー対策に取り組めるよう、情報提供に努めながら、市民意識の高揚を図ります。

また、行政自らが省エネルギーに努めるとともに、市民や事業者の省エネルギー対策を支援します。

3 新エネルギー・再生可能エネルギー*の活用の推進

新エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス燃料、小規模水力発電*、地熱など)を活用し、地域で可能なエネルギー生産を推進することで、脱石油エネルギーの地域社会を構築し、必要に応じて広域的な連携による地域エネルギー供給システムの整備を進めます。

※ 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。太陽光・熱、風力などの「自然エネルギー」と、バイオマス熱利用、廃棄物発電などの「リサイクル・エネルギー」からなる「再生可能エネルギー」と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車などの「従来型エネルギーの新利用形態」に二分される

※ 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある二酸化炭素やメタンなどのガス

※ NEDO (ネド)

New Energy and Industrial Technology Development Organization(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の略。産学連携の促進に関係するさまざまな施策現実において中心的な役割を果たしており、経済産業省の補助を受けて、エネルギー・環境技術と産業技術の未来を創るような技術開発などを行っている

※ 再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスなどの、将来枯渇するエネルギー資源に対し、自然界に存在する太陽、風、水、波、地熱、バイオマスなどのような、繰り返し再 生使用することが可能なエネルギー

※ 太陽光発電システム

自宅の屋根などに設置した 太陽電池で暮らしに必要な電気を生み出す仕組み。電力会社の配電する 商用電力と系統連結することによって発電した電気が余った場合は電力会社に売り(売電)電気が不足した場合には、これまで通り電力会社から買う(買電)ことができる

※ 小規模水力発電

再生可能エネルギーのひとつで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法として、地球温暖化防止という観点からも見直されている発電方法



環境への責任を果たすまち 第2節

循環型社会の構築

- 1 環境意識の向上
- 2 ごみ減量化(リデュース)の推進
- 3 再利用(リユース)の推進
- 4 リサイクルの推進
- 中間処理施設や最終処分施設への支援

基本方針

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活を見直し、ごみの減量化と資源の再利用、リサイクルを進め循 環型社会の構築を目指します。

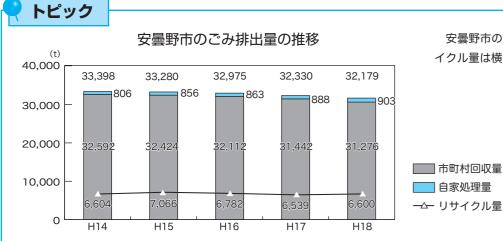
現狀

物質的な豊かさや経済効率・快適性・利便性が追求される中でもたらされた石油製品などの大量生産・ 大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、環境負荷増の主な原因となっています。

また、石油や天然ガスなど化石燃料の消費の増大が地球温暖化を進行させていることが人類共通の大き な問題となっています。

課題

市民・事業者が、ごみの発生・排出の抑制、マナーの向上などについて認識を深めていく必要があります。 また、公共施設や民間施設、個人住宅での省エネルギー対策や環境への負荷の少ない新エネルギーの導 入を進めていく必要があります。



安曇野市の近年のごみ排出量は微減、リサ イクル量は横ばいとなっています。

(環境課)

施策指標

指標	現状	目標		
1日 1宗	况 1八	H24	H29	
燃えるごみ排出量(g / 人・日)	380	340	300	
資源物排出量(g / 人・日)	173	190	210	
リサイクル数量(t /年)	6,272	7,000	7,700	
廃食用油回収事業 (石けん、BDF [※])(L/ 年)	1,132	3,200	4,200	
レジ袋有料化店舗数(店舗・累計)	_	25	50	

具(体)的(な)施(策)

1 環境意識の向上

市民や事業者のごみの適正処理に関する理解とごみの減量化、再利用、再資源化に向けた意識 の啓発を図るため、広報・啓発活動を充実します。

ごみ減量化(リデュース*)の推進

廃棄物となる部分の少ない商品の選択や再生品の利用を促進するとともに、リデュース(無駄 なものは購入しない)、マイバック・マイかご運動、生ごみの減量(堆肥化施設)など、ごみの発 生抑制に向けた取り組みを推進します。

3 再利用(リユース*)の推進

物や道具を長く利用するために、まだ使えるものは利用する、修理して再使用する、フリーマー ケットでの交換で再利用するなど、リユースを推進するとともに、市民に「もったいない」精神 の浸透を図ります。

4 リサイクル*の推進

ビン・缶類・ペットボトル・雑誌などを再資源化するため、分別収集の一層の徹底と効率化を 図るとともに、リサイクルシステムの周知と定着に向けた取り組みを推進します。

5 中間処理施設や最終処分施設への支援

リデュース・リユース・リサイクルの取り組みを推進してもなお発生する一般廃棄物を自区内 処理するため、施設の適正な維持管理に努めます。

また、穂高広域施設組合が設置する中間処理施設や最終処分施設の建設を支援します。

Bio Diesel Fuel の略。菜種油・ひまわり油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油(てんぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼ ルエンジン用燃料)の総称

リデュース (Reduce)・リュース (Reuse)・リサイクル (Recycle) の3つのRを総称して3Rといい、経済産業省など8府省が循環型社会の形成を目的に、消費者・事業者・行政がともに協力してリデュース (廃棄物の発生抑制)・リュース (再利用)・リサイクル (再資源化) に取り組むこと



第2節 環境への責任を果たすまち

水環境の保全活用

1 地下水の保全・涵養・適正利用

2 河川・用水環境の整備

3 上水道の整備

下水道の整備

基本方針

地下水保全や水源の有効利用に努め、良質で安全な水道水の安定供給を継続するとともに、公共下水道 事業などの整備を進め、公共用水域の水質浄化と生活環境の向上を目指します。

現状

北アルプスがもたらす地下水は、生活や産業の用水として広く使用されています。

上水道の主たる水源を地下水とし、給水区域内のほぼ全域において水道水を供給しています。

下水道は、公共下水道事業などを計画的に進めています。

課題

地下水の有限性が認識されてきていることから、地下水を守っていく必要があります。

上水道は、計画的な施設や設備の更新を進めるとともに、効率的な配水系統の確立と安全でおいしい水 を安定的に供給する必要があります。

下水道は、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、事業完了と普及を目指していく 必要があります。

トピック

地下水実態調査の対象井戸は、市全域で計548カ所でした。そのうち利用されている井戸は442カ所、不使用の井戸が106 カ所でした。利用されている井戸のうち、家庭用が約半数、事業用が約4分の1を占めていました。

(平成 18 年度 地下水実態調査報告書)

施策指標

指標	現状	目標	
拍	况 1八	H24	H29
上水道普及率(%)	98.9	99.0	99.0
上水道有収率**(%)	81.0	85.0	90.0
公共下水道整備率(%)	72.2	85.0	90.0
公共下水道水洗化率(%)	73.4	77.0	80.0

具(体)的(な(施)策

1 地下水の保全・涵養・適正利用

地下水の水量・水質検査を継続して行うとともに、地下水の保全と涵養、適正利用について調 査研究し、適切な水資源利用の促進を図ります。

2 河川・用水環境の整備

河川や用水などの水辺空間の親水的な価値を生かすとともに、生物の生活しやすい環境の保全・ 維持に努めます。

また、水生植物の水質浄化機能を生かした創造的な整備事業を推進します。

3 上水道の整備

上水道の安定的な供給体制の維持・充実を図るため、「水道事業計画」により施設や設備の更新 を進めます。

また、定期的な水質検査を実施し、安全でおいしい水の供給に努めるとともに、節水意識の高 揚と節水対策を進めます。

4 下水道の整備

下水道計画に基づき、処理施設・下水管路の整備及び適切な維持管理を図り、施設の耐震化を 検討するとともに、下水道に関する広報・啓発に努め、供用区域内の水洗化及び集合処理区域外 における合併処理浄化槽の整備を促進します。

また、下水道事業の健全な財政運営に努めます。

配水水量に対して料金として回収される水量(有収水量)の割合。 計算式は、年間総有収水量 ÷ 年間総配水量×100 = 有収率(%)



第1節 健やかに暮らせるまち

1 健康づくりの推進

- ─1 各種健診などの充実
- 2 予防活動の充実
- 3 食育の推進

基本方針

生活習慣病*予防対策を中心に健康づくりを進め、健康寿命*の延伸を目指します。

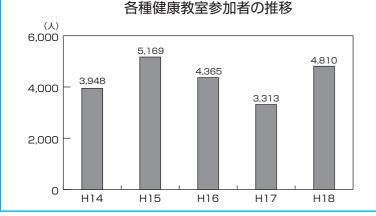
現状

時代の変遷により、食生活や生活習慣が様変わりし、生活の向上が図られた反面、ストレスの増大などが原因となって引き起こされる、心の健康問題や生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。 また、幼年から高齢者までの歯の健康を守る意識啓発の推進も重要となります。

課題

発病を予防する一次予防に重点を置き、それぞれのライフステージ*や生活の場に応じて、きめ細かな保健活動を展開していく必要があります。

トピック



安曇野市(旧町村)が実施する健康教室への参加 者数(延べ数)は、平成18年に4,810人でした。 年度により参加者数の増減があります。

(健康推進課)

施策指標

指標	現状	目標	
14 1示		H24	H29
成人基本健康診査受診率(%)	22	65	65
各種がん検診受診率(%)	19	40	65
各種健康教室開催回数(回 / 年)	278	305	333
幼児期(3歳6カ月)において家族そろって朝食をとる割合(%)	27	30	35
成人における野菜の摂取量(g/日)	288	350 以上	350 以上

具体的な施策

1 各種健診などの充実

市民一人ひとりの生活習慣の改善や早期発見・治療対策を促進するため、各種健康検査や健康づくり教室などを実施するとともに、検診方法の改善により受診率の向上を図ります。

2 予防活動の充実

健康に対する意識の高揚を図るとともに、健康ニーズの把握に努め、医療・保健関係者による 予防活動の充実を図ります。

また、相談・指導体制の充実を図るとともに、予防事業に関する広報・啓発活動を進めます。 精神保健や不妊治療について、訪問、相談、助成などサポート体制を充実します。 感染症予防のため、予防接種を実施します。

3 食育※の推進

生活リズムの向上や栄養バランスに優れた日本型食生活の実践など食の大切さに関する普及啓 発を進め、健全な食生活を推進します。

また、子どもの孤食について対策を進め、家族ぐるみで食育推進を図ります。

※ 生活習慣病

食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの疾患

※ 健康寿命

平均寿命から日常生活を大きく損ねる病気やけがの期間を差し引いたもので、健康体で生活できる寿命。健康上の問題で日常生活に影響のない期間 ※ ライフステージ

人間の一生を成長段階と社会的状況によって段階区分したもので、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期の五段階に分ける例が多い

※ 食育

さまざまな経験を通して、食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。食育基本法では、生涯にわたって 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的としている



第1節 健やかに暮らせるまち

2 医療環境の充実

- 1 地域医療体制の充実
- -2 救急医療体制の充実
- -3 医療従事者の育成と充実
- -4 終末医療の創造

基本方針

医療機関、医師会との連携を図りながら、地域医療*体制及び救急医療*体制の整備を進め、安心して必要な医療が受けられる医療環境の構築を目指します。

現状

医療を取り巻く環境は、医療ニーズの多様化、医療技術の高度化・専門化や医療に携わる人材の不足など病院経営に大きく影響しています。初期救急医療*は在宅当番医*・在宅歯科当番医、二次救急医療*は安曇野赤十字病院が輪番制*で行っています。

また、夜間急病センターは初期救急医療機関として地域医療の一翼を担っています。

課題

医療機関・診療所などが連携し、地域医療体制の充実を図る必要があります。

🧡 トピック

地域医療に関するアンケート調査において、かかりつけ医がいると答えた市民は 72.5%でした。また、夜間・休日に急病となった時にかかる医療機関は、安曇野赤十字病院が 35.9%、かかりつけ医が 14.6%、市内の当番医が 13.0%であるのに対し、救急車を呼ぶが 29.9%にのぼりました。

(平成18年 地域医療に関するアンケート調査)

施策指標

指標	現状	目 44 日	標	
拍 惊		H24	H29	
夜間急病センターの受診可能者数(人 / 日)	_	20	25	

具体的な施策

1 地域医療体制の充実

市民が適切な医療を受けることができる、かかりつけ医の普及や病診連携**を推進し、地域医療体制の充実を図るとともに、市民が安心して医療機関にかかれるよう環境整備に努めます。

また、地域医療の中心的な役割を果たし、高度医療・急性期医療を担う公的医療機関である安 曇野赤十字病院建設に対する支援を行います。

2 救急医療体制の充実

休日や夜間の緊急時に適切な処置を受けられるよう、在宅当番医・在宅歯科当番医、病院群輪 番制の充実など、救急医療体制の整備を進めます。

また、夜間急病センターが初期救急医療としての機能を全うできるよう運営に努めます。

3 医療従事者の育成と充実

産科医などの医師不足が全国的な問題となっている中、国、県、地元医師会及び関係大学への 働き掛けなどを行い医療従事者の確保を支援します。

4 終末医療※の創造

それぞれの生き方をその人らしく生きることができるよう患者・家族を中心とした地域医療体制の充実と緩和ケアなど医療体制の整備を推進します。

※ 地域医療

病院や医療機関での疾患の治療やケアに対置して言われることで、地域の中での疾病の予防や健康の維持、増進のための活動、在宅の慢性疾患の患者、 高齢者の介護支援や専門的な助言、妊婦の保健指導、また、最近では、在宅の引きこもりの児童から成人などもその活動範囲になる

※ 救急医療

疾病や疾患、外傷、中毒などに対して緊急の処置ならびに対応の必要があるものに行われる医療体制

※ 初期救急医療

入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者への対応機関。主に内科、外科を診療科目とするが、住民の要望の高まりと必要性から小児科を加える自治体もある。

※ 在宅当番医制

休日、夜間の急病患者のために、市内の病院・医院が交代で診療する制度

※ 二次救急医療

入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。都道府県が定めた医療圏域(二次医療圏)ごとに整備するため、市町村の垣根を越えた整備が必要なことが多い。近年は小児救急医療へ対応するため、通常の二次救急(内科、外科、脳外科など)とは別に小児二次救急医療の体制を独自に組む医療圏もある。肺炎、脳梗塞など

※ 輪番制

休日・夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、指定された市内の医療機関が輪番で対応する制度

※ 病診連携

紹介先となる病院とかかりつけ医との連携

※ 終末(期) 医療

治癒不可能な病気に冒され、回復の見込みがなく死が避けられない患者の状態に行われる医療の総称で、本来の病気に対する医療や苦痛緩和のための医療あるいは生命の維持のための医療などが含まれる



第2節 認め合い支えあえるまち

一 地域福祉の推進

- ― 1 地域福祉体制の充実
- ─2 地域福祉活動の強化
- -3 福祉意識の高揚
- -4 福祉施設の充実

基本方針

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、共に助け合い支えあえる地域福祉社会の実現を目指します。

現状

核家族化や価値観・生活様式の多様化などに伴い、家庭における家族の絆(きずな)の低下や地域社会 における連帯意識の希薄化が進んでいます。

課題

住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくために、地域に住む人たちが共に助け合い、支えあう思い やりのある地域福祉社会を構築する必要があります。

また、地域ボランティア活動などに対する意識の醸成や活動基盤の充実を図る必要があります。

トピック

地域福祉に関するアンケート調査において、地域社会での生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思う市民は72.0%でした。また、住民同士が共に支えあう地域づくりを進めるために必要なこととして、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と答えた市民が60.5%でした。

(平成 18年 安曇野市の地域福祉に関する意識調査)

施策指標

指標	現状	⊾ 目 様	標
指標		H24	H29
NPO法人登録数(団体・累計)	23	30	35
ボランティア団体数(団体・累計)	211	230	245
ボランティア登録者数(人・累計)	3,881	4,000	4,200

具体的な施策

1 地域福祉体制の充実

保健、医療との連携による総合的な福祉サービスの充実を図るとともに、地域全体で支えあう福祉体制の整備を進めます。

2 地域福祉活動の強化

自助・共助の理念のもと、地域福祉をみんなで推進するため、社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア団体などの関係機関の機能の充実を図るとともに、地域コミュニティーを基本とする地域福祉活動の充実を図ります。

また、その中核となる人材の育成に努めます。

3 福祉意識の高揚

福祉に対する理解を深めるため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努めるとともに、市民と福祉団体などとの交流を図ります。

4 福祉施設の充実

福祉施設の充実を図り、地域福祉の拠点づくりをします。





第2節 認め合い支えあえるまち

2 障害者福祉の充実

- ─1 障害者福祉サービスの充実
- 一2 自立と就労への支援
- 3 障害者福祉に関する意識の啓発

基本方針

障害者ニーズに沿った支援を進めるとともに、障害や障害者に対する正しい理解と認識の普及を図り、 誰もが安心して自分らしく生活が送れるまちを目指します。

現状

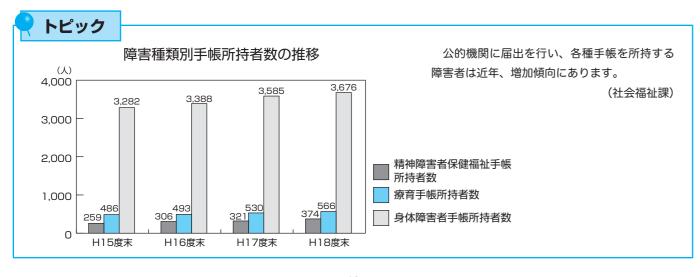
障害がある人の数は年々増加しており、障害の重度化・重複化が進んでいます。

また、生活様式の多様化などにより家族や地域で介護することが困難になってきているため、福祉に対するニーズが増大しています。

課題

ノーマライゼーション*の理念に基づき、住環境・雇用環境の整備を進め、必要に応じたサービス供給量と質の確保を図る必要があります。

また、障害の予防・軽減を図るために、障害の早期発見と療育を充実し、障害者の社会参加を広める必要があります。



施策指標

指標	現状	目	標
指标 		H24	H29
障害者の福祉施設入所者数(人)	111	96	86
障害者の一般就労移行者数(人)	_	4	10
ボランティア養成講座開催数(回 / 年)	1	3	6

具体的な施策

1 障害者福祉サービスの充実

障害のある人も安心して暮らせ、生きがいを持って生活できるようニーズにあったサービスの 充実を図ります。

2 自立と就労への支援

障害者の自立と社会参加を促すため、関係機関と連携し、訓練や就労の確保、グループホーム[※]、ケアホーム[※]拡充の支援及び相談支援事業の体制整備など支援体制の充実を図ります。

また、医師や保健師などによる医学的診断・保健相談を充実させ、障害の早期発見・早期治療を図り、医療機関・通園施設などと連携し療育の充実を図ります。

③ 障害者福祉に関する意識の啓発

障害者との交流やボランティア養成講座の開催などあらゆる機会を通じて、各障害の特性や障害者に対する支援の必要性などの理解を深め、障害者や障害者福祉に関する市民の意識の啓発に努めます。

※ ノーマライゼーション

障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送ることのできる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

- ※ グループホーム
- 複数の障害者が、地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建てなど)において、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設
- ゲアボーム 障害者自立支援法に基づく介護給付サービスの一つで、グループホームのサービスに加え、食事や入浴などの介護を行う施設



認め合い支えあえるまち 第2節

高齢者福祉と生きがい対策

- 1 地域包括支援体制の整備
- 2 生きがいづくりと社会参加の推進
- 3 在宅福祉サービスの充実

基本方針

高齢者の生きがいづくりを推進し、心身とも健康であり続け自立し安心して暮らすことができるまち、 誰もが安心して自分らしく生活が送れるまちを目指します。

現状

医療技術の高度化、食生活の変化などによる寿命の延伸に伴い、高齢化が進んでいます。

また、家族形態や生活習慣・意識、就業形態、居住形態などの多様化により、家庭における高齢者介護 の機能が低下しています。

課題

高齢化の進展を背景とした社会問題への適切な対応や支援体制の整備を進める必要があります。 また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会全体が主体的に参加しながら、お互い に支えあうことのできる、高齢者にとって暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。

トピック

安曇野市では介護保険事業とは別に、配食サービス事業や外出支援事業、軽度生活援助事業、緊急宿泊支援事業、老人大学など の高齢者福祉サービスを提供しています。

施策指標

七 梅	指標 現 状	目標	標
拍		H24	H29
地域包括支援センターの設置個所(累計)	2	3	3
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 (生きがい講座支援事業)補助金交付数	_	40	90
緊急通報装置設置数	350	403	455

「具(体(的)な(施(策

1 地域包括支援※体制の整備

できる限り要介護状態にならないよう介護予防サービスを適切に確保するとともに、高齢者が 要支援・介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続していくため、さまざまなニーズに対 して必要な支援を包括的に提供できるよう地域包括支援センター*の充実に努めます。

2 生きがいづくりと社会参加の推進

老人クラブなどの育成を図るとともに、高齢者が参加する芸術・文化・スポーツなどの活動や、 経験や知識を生かしたボランティア活動などを支援することにより、高齢者の生きがいづくりを 促進します。

また、さまざまな交流などを通じて、高齢者が主体的に生きがいを感じられる施策を進めます。

3 在宅福祉サービスの充実

在宅高齢者の生活の質の向上とともに、自立した生活を支援するため、生活支援のニーズを把 握し、インフォーマルな在宅福祉サービス※の提供に努めます。

※ 地域包括支援(センター)

介護保険の介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)・総合相談支援・地域ケア支援や高齢者の虐待防止・権利擁護など、地域住民の保健医療の向上 と福祉の増進を包括的に支援する(拠点)

※ インフォーマルな在宅福祉サービス

現代の福祉サービスには介護保険法、老人福祉法など制度・政策・法律などで定められた公的なサービス(フォーマルサービス)に対して、ボランティア・NPO・1 自治会など地域住民もしくは近隣住民が行う、敬老会や高齢者の集いなどの行事、要介護高齢者や障害者に対する見守り、その他ボランティ ア活動など地域住民の自発的なサービス (インフォーマルサービス)

第2節

2

4 高齢者介護サービスの充実

─1 介護保険事業の充実

認め合い支えあえるまち

- 2 介護予防の充実
- 3 介護サービスの基盤整備

基本方針

住み慣れた地域で認め合い支えあいながら暮らせるまちを目指します。

現状

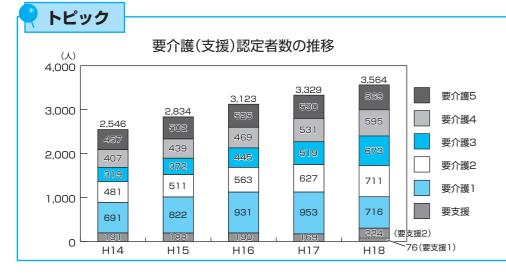
高齢化社会を迎え、第1号被保険者の増加とともに要介護・要支援認定者**も増加傾向にあり、介護給付費も年々増加しています。このことが、介護保険料の引き上げとなり、介護保険財政に与える影響が大きくなっています。

介護保険施設入所希望者も増えていますが、これらの需要をすぐに満たす状況にはありません。

課題

介護予防に重点を置き、要介護認定者をできるだけ増やさないようにする一方、介護サービスの基盤整備を進め、施設利用をはじめとするサービス利用の適正化を図る必要があります。

また、介護サービス水準の向上を図るため、事業者間の連携強化に努める必要があります。



平成 12 年度の介護保険制度施 行後、要支援・要介護認定者数は 増加傾向にあり、平成 18 年度は 3,564 人となっています。

(高齢者介護課)

施策指標

指標	現状	11 14	目	標
14 惊	近 1 八	H24	H29	
要介護2~5に対する施設・介護専用居住系サービス*利用者割合 (%)	34.3	38.4	36.0	
要介護4、5に対する介護保険3施設*の利用者割合(%)	69.8	70.8	75.0	
地域支援事業※の効果 (%) (事業後特定高齢者数 ÷ 事業前特定高齢者数)	96.2	96.6	97.0	
予防給付*の効果 (%)(状態改善者数÷介護度見直者数)	9.0	10.0	10.0	
介護給付適正化事業*実施数 (事業)	2	5	7	

具体的な施策

1 介護保険事業の充実

介護が必要な高齢者が、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、新たなサービス体系 の確立や広報の充実に努めるとともに、介護保険事業の健全な運営を図ります。

また、地域のそれぞれの特性に応じた地域密着型の介護サービスの提供を促進するため、関連施設や事業者との連携を図り、介護保険サービス水準の維持・向上に努めます。

2 介護予防の充実

被保険者の要介護度の進行を防ぎ、高齢者が心身ともに健康を維持するために、地域に密着した予防重視型のシステムを構築し、介護予防事業を進めます。

3 介護サービスの基盤整備

住み慣れた地域でサービスが受けられるよう、地域密着型サービス施設の計画的整備や介護保 険施設に代わる特定施設、在宅介護サービス施設の整備などに努めます。

※ 要介護・要支援認定者

要介護・要支援認定者とは、高齢者などの心身の状況が介護や支援を必要とする状態(要介護状態・要支援状態)か、介護が必要なら、どの程度の介護が必要か(要介護度)を審査し、その結果、それぞれの状態に認定された者。要介護度は要支援1・2及び要介護1~5に分類される

※ 施設・介護専用居住系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を指す

※ 介護保険3施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

※ 地域支援事業

高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するための介護予防サービス。なお、特定高齢者とは、要支援・要介護状態になるおそれの高い 虚弱高齢者をいう

※ 予防給付

要支援1、2に認定された高齢者に対し、介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)により、介護予防通所介護・介護予防訪問介護等の介護予防サービスを提供し、介護が必要な状態にならないよう、心身の状態の悪化をできる限り防ぐためのサービス。地域包括支援センターにおいて実施される

※ 介護給付適正化事業

保険者が不適切な給付を削減する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、給付費や保険料の増大を抑制することを通じて、介護保険制度の適正な運営に資する事業



第3節 安心を支えるまち

1 子育て支援の充実

- ──── 出産・育児に対する支援の推進
- 2 保育施策の充実
- ─3 児童福祉サービスの充実
- -4 相談事業の充実

基本方針

子どもたちの健全な育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てられることができ、子どもが健や かに育つまちを目指します。

現状

社会の複雑・多様化に伴い、価値観が大きく変化する中、核家族化や共働き世帯・母子家庭などが増加し、 子どもを育てる環境も変わってきています。

その中でも、子どもたちが安心して過ごせる「育ちの場」がなくなり、集団の中での交流や親以外の地域の大人とのふれあい、交流が少なくなり、「子育て」に影響を与えています。

また、子育ての知識や経験が不足しており、悩み、不安を抱える親が増えています。

課題

子どもが個性豊かに、健やかに育まれる社会を構築するため、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える必要があります。

また、子育て支援のため、親自身が成長するきっかけや場を地域の中に数多く用意することが重要です。

🦰 トピック

	実際の 子ども数	理想とする 子ども数
未就学児がいる世帯	1.9人	2.6人
小学生が いる世帯	2.3人	2.7人

次世代育成に関するニーズ調査において、実際の子ども数は 理想とする子ども数を下回りました。理想とする子ども数を出 産できない理由は、経済的理由、勤めのため育児ができない、 家庭で育児をする人がいない、健康面での不安が上位でした。

(平成 16 年 次世代育成支援行動計画ニーズ調査)

施策指標

指標	現状	目標	
14 保		H24	H29
乳幼児健診受診率(%)	95.0	100	100
延長保育受入数 (人)	560	560	560
放課後児童クラブ登録者数(人)	388	500	500
家庭児童相談件数 (件 / 年)	77	100	100

具体的な施策

1 出産・育児に対する支援の推進

妊婦健康診査及び出産・育児に関する相談、教室、乳幼児健診、訪問指導の充実を図るなど、 子育てに対する支援の充実に努めます。

また、子育てを地域ぐるみで支援していくネットワークの形成を進めます。

2 保育施策の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、障害児保育、一時的保育、広域保育など、子育てを支援する施策の充実を図ります。

また、より良い環境で園児を育てるため、保育園の改修など施設の整備に努めます。

3 児童福祉サービスの充実

児童館や子育て支援センターの整備及び事業の推進を図るとともに、児童クラブやファミリー サポート事業*などの児童福祉サービスの充実を図ります。

また、年齢の異なる子どもたちが、遊びなどでふれあったり、世代間の交流を通し、自主性や 社会性を高める環境づくりを進めます。

4 相談事業の充実

経済的、精神的な安定と自立を支援し、明るい家庭づくりを促進するため、相談業務などの各種支援体制の充実に努めます。

また、要保護児童**などの早期発見や適切な保護を行うため、要保護児童対策地域協議会の活性 化に努めます。

※ ファミリーサポート事業

育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり助け合う、子育ての相互援助活動を目的とした事業

※ 要保護児童

児童福祉法第6条の3に定める「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童」



第3節 安心を支えるまち

2 社会保障制度の充実

- 一 1 国民健康保険事業の充実
- 2 後期高齢者保健事業の充実
- 3 国民年金事業の推進

基本方針

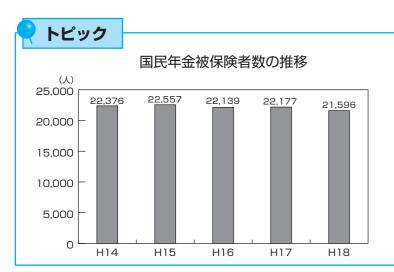
国民健康保険制度などの充実や国民年金制度の啓発を推進し、将来にわたり健康で文化的な生活が営める社会の実現を目指します。

現状

少子高齢化の進行や医療の高度化などに伴い、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化しています。 国民年金については制度に対する不安感などを原因として、保険料の未納者が増加傾向にあります。

課題

市民一人ひとりの健康づくりを進めながら、各種サービスの充実に努めるなど、市民の健康や老後を支える年金及び各種保険事業の健全かつ適切な運営に努める必要があります。



国民年金被保険者数は、平成 18 年では 21,596 人でした。

(市民課)

施策指標

指標	現状	目	標
指標		H24	H29
国民健康保険事業(一人当たり)医療費(円 / 年)	254,037	326,000	419,000

※現状の一人当たり医療費は、一般及び退職の費用額(療養の給付・療養費・高額療養費の医療費全体の合計)を年間平均 被保険者数で除した数値。(老人医療費を除いた額)

具体的な施策

1 国民健康保険事業の充実

被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、保健事業を進め、健康の保持・増 進を図ることで、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

2 後期高齢者保健事業の充実

後期高齢者医療制度広域連合から委託を受け、後期高齢者の健康管理についての意識の啓発を はじめ、健診や保健師などによる健康相談などを通じて、後期高齢者保健事業の推進に努めます。

3 国民年金事業の推進

国民年金制度への理解を高めるための啓発を行い、関係機関と連携し、国民年金事業の推進に 努めます。





安心を支えるまち 第3節

生活困窮者への支援

- 1 相談業務などの充実
- 2 生活保護制度の適用

基本方針

必要な生活支援や自立支援を行い、健康で文化的な安定した生活を営める社会の実現を目指します。

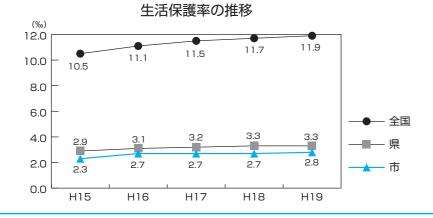
現状

景気回復の影響は低所得者層に及んでおらず、就労場所の確保が困難であり、傷病者・障害者が生活困 窮する事象が増加しているとともに、無年金・少額年金のため自立困難な高齢者も増えています。

課題

各種援護制度の適切な活用を図り、生活保護の適用が必要である場合は、速やかに対処するとともに、 自立に向けた支援を行う必要があります。

トピック



安曇野市人口に対する生活保護人員の 割合を表す生活保護率は、平成 19 年度で 2.8‰であり、平成 15 年度の 2.3‰と比 べ、0.5%増加しています。県や全国の値 と比べると、市の値は低くなっています。 (社会福祉課)

施策指標

指標	現状	目	標
上,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		H24	H29
相談事業利用件数(6窓口)(件/年)	270	320	370

具体的な施策

1 相談業務などの充実

福祉業務担当職員の援助技術の向上を図り、関係機関との連携による適切な相談や支援を行う とともに、各種援護制度の活用を図ります。

2 生活保護制度の適用

生活保護の適用が必要な場合は速やかに対処するとともに、自立に向けた支援を行うよう努め ます。

第1節 郷土を担う人を育むまち

学校教育の充実

- 力 次代を担う人づくりの推進
- 2 特色ある学校教育の推進
- 3 学校施設の整備
- 相談支援体制の充実

基本方針

子どもたち一人ひとりの個性を伸ばす教育に取り組むとともに、学校、家庭、地域と連携した安全対策 に努め、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指します。

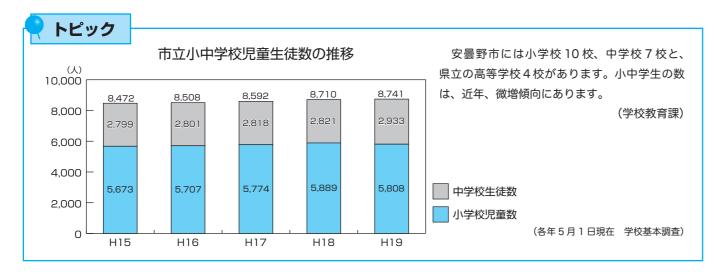
現狀

人格形成期における心の未発達が原因と思われる児童生徒の事件やいじめ、不登校などが社会問題と なっています。

また、ゆとり教育の中では郷土学習などが行われている一方で、児童生徒の学力低下が取りざたされて います。

課題

一人ひとりの個性を尊重し、かつ多様な能力を伸ばしつつ、人を思いやる心や郷土を愛する心を培い、 社会生活に適応できる基礎能力を育てるため、学校だけでなく家庭、地域とともにより良い教育環境づく りや特色ある豊かな学校づくりをしていく必要があります。



施策指標

指標現	現状	目標	
指標		H24	H29
学校図書標準の達成(校・累計)	15	17	17
学校耐震補強完了割合(%)	81.1	100	100
教育相談室相談員の充実(人)	1	2	3

具体的な施策

次代を担う人づくりの推進

幼児、児童、生徒一人ひとりを見つめ、知育、徳育、体育、食育を重視し、都市化、情報化、 国際化に対応した教育を進める中で、個性を生かしつつ自主自律の精神を養い、社会的規範意識 を確立させて「生きる力」を培うとともに、人を思いやる豊かな人間性の育成に努めます。

2 特色ある学校教育の推進

地域の人材を生かした学社連携・融合の学習活動の推進など、子どもたちが地域と行政の協力 により安曇野の自然・歴史・文化を学ぶことができる環境づくりを進め、郷土を愛する心を培う よう努めます。

3 学校施設の整備

教育環境をより向上させるため、児童生徒数の適正規模を基本とし、学校施設及び関連施設の 改修などを計画的に行うとともに、教育設備の充実に努めます。

4 相談支援体制の充実

いじめや不登校などへの対策を充実させるため、心のケアを中心とした教育相談体制の充実や CAP*の活用などの自衛方法を学べる体験講座の導入を進めます。



Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止) の頭文字をとったもので、子どもたちがいじめ、 痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラム



第1節 郷土を担う人を育むまち

2 青少年の健全育成

- ─1 青少年育成環境の整備
- 🔁 青少年団体などの育成
- -3 有害な社会環境の浄化

基本方針

地域ぐるみで青少年の健全な育成に取り組み、人間性豊かな子どもたちが育つまちを目指します。

現状

近年青少年を取り巻く環境は核家族化、少子高齢化、情報の多様化、さらには社会の価値観も大きく変化をしており、子どもの意識の変化、非行の低年齢化が進むとともに青少年がかかわる衝撃的な事件も相次いで発生しています。教育力の低下した家庭や地域社会、また人間関係の希薄さも問われています。

課題

大人自らが、子どもたちの模範となり得る自覚を持ち、学校・家庭・地域が連携し、青少年の居場所*を確保する中で、青少年にさまざまな体験や活動の場を創り出すことが必要です。

また、社会全体で有害図書などの自動販売機の撤去運動、インターネットや携帯電話などによる犯罪や危険防止など社会環境の浄化活動、非行防止活動の取り組みを展開する必要があります。

トピック

安曇野市では、青少年の健全育成に寄与するため、公民館や教育委員会所管の体育施設の使用料の無償化、各種競技会や発表会などの出場者への補助金交付、市町村スポーツ少年団事務局の運営支援、姉妹都市との青少年訪問交流事業などを実施しています。

施策指標

七 福	現状	_{理、比} 目標	標
指標	况 1八	H24	H29
放課後子ども教室実施校(校・累計)	5	10	10
青少年体験型講座数及びリーダー養成講座数(回 / 年)	9	12	12

具体的な施策

1 青少年育成環境の整備

集団での活動や世代間交流を進める中で、子どもが自然に触れる体験や遊びを通じて環境保全の重要性を学ぶ機会、科学に対する興味を育む機会、また郷土の伝承文化を継承する場を設けるなど、地域の人々とふれあう中でさまざまなことを学ぶ機会づくりに努めます。

2 青少年団体などの育成

子どもたちが団体活動などを通じ、仲間づくりに取り組み、小さな社会人としての自覚を高めることができるよう、子ども会・スポーツ少年団*などの各種青少年団体やサークルを育成します。また、青少年団体相互の連携と交流を促進し、少年リーダーや中高生などのリーダーの確保・育成に努めます。

3 有害な社会環境の浄化

有害図書などの自動販売機については地域と連携し、設置させない運動や撤去に向けた対策・活動を促進します。

また、インターネットや携帯電話上に氾濫する有害な情報・メールなどについては、その正しい使い方の啓発に努めます。

4 青少年や放課後児童の安心・安全な居場所の確保

学校や地域社会の中で、放課後や休日の子どもたちの安全で健やかな遊び場や居場所の確保に 努め、異年齢間での遊びや活動、地域住民との交流を進め、心豊かなたくましい子どもを育てる ための環境整備を進めます。

- ※ 青少年の居場所
 - 中学生・高校生世代の青少年が、放課後や休日に気楽に立ち寄り、仲間と一緒に汗を流したり、交流の輪を広げたり有意義に過ごすことのできる場所
 - 子どもたちが、自由時間に地域社会でスポーツを中心としたグループ活動をしている団体

子ともたらか、自田時間に地域社会でスポーツを中心としたグループ活動をしているE

3



生涯を通じて学びあうまち 第2節

生涯学習の推進

- 1 生涯学習推進体制の構築
- 2 生涯学習機会の充実
- 3 生涯学習施設の整備

基本方針

市民誰もが多様な学習機会を選択できるとともに、快適な学習環境が確保され、その学習成果が市民の 心身の健康づくりに寄与し、家庭や地域に還元されることを目指します。

現状

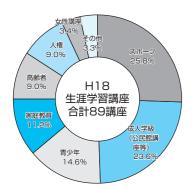
生活水準の向上や余暇時間の増大に伴う人々の価値観の多様化により、生涯を通じた学習で自らの個性 と能力を伸ばし、生き生きとした人生を築きたいという意識を持つ市民が増えています。しかし、生涯学 習施設においては、すべての市民にとって使いやすく、また、学習の場として、十分な機能を果たしてい るかと言えば十分ではありません。

課題

生涯学習の成果を家庭や地域活動、文化活動の中で生かしていくため、社会変化に応じた多様な学習機 会の創出や情報提供、生涯学習の場の整備・充実など、生涯学習施策を総合的に展開していく必要があり ます。

トピック

生涯学習講座数とその内訳



平成 18 年度生涯学習講座種別一覧によると、全89 講座 が開催されています。最も多いのはスポーツで25.8%、続 いて成人学級(公民館講座など)23.6%となっています。

また、安曇野市では、市民の皆さんの特技などを生かし、 公民館活動やグループ活動といった生涯学習の場で、指導 者として活躍していただくための生涯学習リーダーバンク** が設置・運用されています。

(社会教育課)

施策指標

指標	現状	目標		
1日 1示		H24	H29	
生涯学習講座数(回 / 年)	89	120	126	
生涯学習受講者数(人 / 年)	17,754	18,200	18,400	
図書館の年間利用者数(人 / 年)	99,400	170,000	280,000	

具体的な施策

1 生涯学習推進体制の構築

「誰でも、いつでも、気軽に」参加できるよう、地域の特色を生かした「生涯学習推進計画」に 基づいて、生涯学習活動の展開を図ります。

また、市民や各種団体との連携・協働による生涯学習の推進体制を構築し、組織の充実・強化 を図るとともに、生涯学習リーダーやコーディネーターを確保するため、専門的知識や技術を持っ た人材の確保・育成に努めます。

2 生涯学習機会の充実

市民が企画運営段階から参加でき、学習成果を生かせる公民館活動などの地域学習活動を促進 するため、地区公民館などの施設を活用した研修会の開催や地域住民の自主的で創造的な生涯学 習活動を支援します。

また、継続的な学習プログラムの整備・工夫をしながら、体系的な学習プログラムを構築し、 学習機会の充実を図ります。

さらに、高等教育機関との連携による社会人の循環学習ニーズへの対応に努めます。

3 牛涯学習施設の整備

各地域における生涯学習の拠点施設である地区公民館の建設などに対し支援をするとともに、 地域公民館や図書館を核とした交流学習施設などの整備、機能の充実を図ります。

また、生涯学習関連施設の活用も促進しながら、市民が自ら学ぶ場や子育て支援の場として活 用できるよう、各種サービス・講座などの充実に努めます。

※ 生涯学習リーダーバンク

生涯学習指導者を登録し、指導者の情報を市民に提供するとともに、指導者の活躍の場の確保を図る制度



第2節 生涯を通じて学びあうまち

2 スポーツ活動の推進

- ─2 スポーツ・レクリエーション施設の充実
- -3 スポーツ団体の育成と競技力の向上
- 4 総合型地域スポーツクラブの育成

基本方針

スポーツ施設の充実と適切な管理を行い、誰もがスポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツを通した コミュニティーづくりと心身の健康増進及び競技力の向上を目指します。

現状

自由時間の増大や健康志向の高まりなどに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心とニーズは、一段と 高まり、活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりはもちろんのこと、自己研鑽(さん)や仲間づく りなど、多様化・高度化しています。

課題

ライフステージや能力に応じたスポーツ活動の普及・定着を図り、多様化・高度化したスポーツニーズ に応えるため、各施設の整備及び利活用の促進、スポーツ団体の自主的活動への支援、指導体制の充実な どに努めていく必要があります。

トピック

平成 18 年4月に安曇野市体育協会が設立され、市内スポーツ大会の開催など、スポーツ振興の推進役を担っています。

施策指標

指標	現状	目標	
拍 惊 		H24	H29
スポーツイベント参加者数(人 / 年)	27,906	29,300	30,700
スポーツ・レクリエーション施設利用者数(人 / 年)	473,730	497,400	521,100
総合型地域スポーツクラブ参加者数(人 / 年)	190	485	980

具体的な施策

スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツやレクリエーションに関する情報を提供し、市民ニーズに対応したスポーツ交流やレクリエーション活動への参加機会の拡大に努め、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図ります。

2 スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民がスポーツやレクリエーションに親しみ、幅広く気軽に活動できるよう、施設の適切な運営・ 維持管理に努めます。

また、多様化したスポーツ・レクリエーションニーズに応えるよう、新たな施設の研究を進めます。

3 スポーツ団体の育成と競技力の向上

スポーツ関係団体などを支援し組織強化を図る中で、指導者や競技者の養成を行い、さまざまな競技における技術レベルの向上に努めます。

4 総合型地域スポーツクラブ*の育成

各種競技団体などの充実・強化を図りながら、日常的なスポーツ活動や健康づくり活動を促進 するため、幼児から高齢者を対象とした「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。



※ 総合型地域スポーツクラブ

身近な生活圏である中学校区程度の地域において、学校体育施設やスポーツ施設を拠点としながら、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことで、年代・性別・技術レベルに関係なく誰もが気軽に参加できる



第3節 文化を学び育むまち

芸術文化活動の振興

1 地域文化の振興

2 芸術文化施設の充実

3 芸術文化活動の推進

4 歴史民俗資料の保存・活用

基本方針

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化や古文書などが保存・継承されるとともに、創造的な芸術文化活 動が活発に行われるまちを目指します。

現状

国指定・登録の文化財をはじめ、多くの有形・無形の歴史的・文化的遺産や伝統文化が豊富に存在し、 将来に向けた活用・保存が図られています。

また、社会の成熟化などを背景として、心の豊かさやゆとりを求める時代になり、市民の芸術文化への 関心が高まっています。

課題

市民共通の財産であると同時に、郷土の歴史・文化を学ぶ貴重な素材・資料として、文化財などの歴史 的・文化的遺産、伝統文化、古文書や歴史的価値ある行政文書など改めて見直し、その保存・継承に対す る理解を深めるとともに、活用を図っていく必要があります。

また、芸術文化などの振興に功績のあった多くの先人を讃え、その思いを受け継ぎ、芸術文化の発展に 向けた市民の自発的な活動の場と機会を充実していく必要があります。

トピック

安曇野市には、国指定の国重要文化財 3 件、国特別天然記念物 2 件、国天然記念物 2 件、国登録有形文化財 37 件、県指定の 県宝4件、県史跡1件、県無形民俗文化財1件、県選択無形民俗文化財1件、市指定の市有形文化財118件、市有形民俗文化財 4件、市無形民俗文化財9件、市天然記念物33件、市史跡18件、市名勝1件の文化財があります。

(平成19年4月1日現在・社会教育課)

施策指標

指標	現状	目標	
拍 惊 		H24	H29
芸術・文化講座などの参加者数(人 / 年)	6,757	6,960	7,170
美術館・博物館などの入場者数(人 / 年)	57,190	61,000	62,000
芸術・文化活動者数(人 / 年)	3,528	3,633	3,700

具体的な施策

1 地域文化の振興

古くから地域に伝わる芸能・風俗、行事などの伝統文化や学術的価値や地域的重要性の高い文 化財など、郷土の歴史的財産の保存・継承を促進するとともに、保護活動を行う人材育成や郷土 資料の充実に努めます。

また、伝統文化や文化財などは地域の宝として、まちづくりに生かす取り組みを支援します。

2 芸術文化施設の充実

市民が芸術文化活動に参加・体験し、心の豊かさを高め、芸術文化を身近に感じることができ るよう、美術館や博物館をはじめ各種芸術文化施設の整備・充実を図ります。

また、各施設の個性や特長を生かした魅力ある企画を実現できるよう、利用形態や運営方法の 改善に努めるほか、施設間のネットワーク化を図ります。

3 芸術文化活動の推進

芸術文化団体などの育成や活動を支援し、成果を発表する機会の充実を図り、「安曇野の文化、 芸術」の発信に努めます。

4 歴史民俗資料の保存・活用

安曇野市域に継承されてきた歴史民俗資料(古文書、歴史的価値ある行政文書、民俗資料など) の保存・活用を図り市民益に資するため、展示活動、研究活動を進めるとともに、市民参加型の 学習会の開催に努めます。

また、歴史民俗資料の保存・活用を計画的に進めるため、郷土資料館などを「展示施設」と「体 験学習のできる保存施設」に整理統合する中で、市立博物館的な施設の検討を進めます。





第3節 文化を学び育むまち

交流活動の推進

1 国際交流の推進

2 外国人の生活支援

3 都市間の連携と交流の推進

基本方針

スポーツや文化活動などを通じ、市内外の人々との交流を促進し、広い視野と国際感覚を身に付けた人 材の育成を目指します。

現状

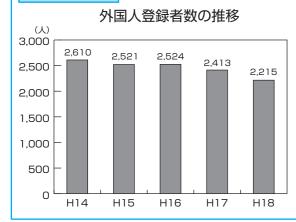
社会経済活動が地球的規模で展開されるとともに、インターネットなどの情報通信技術の普及により、 時間と距離の概念が大きく変化しています。それに伴い、あらゆる分野での国際化が進み、スポーツや文 化、経済など幅広い相互交流活動が展開されています。

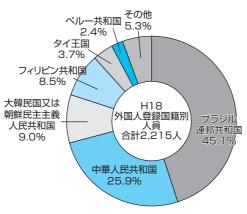
また、多くの外国人が市内に暮らしています。

課題

国際交流を幅広く推進するために、各種団体や人材の育成を図る必要があります。 また、市内における外国人の生活を支援していく必要があります。

トピック





安曇野市の外国人登録 者数は、減少傾向にあり、 平成 18 年では 2,215 人 となっています。国籍別 では、ブラジル連邦共和 国が 45.1%と最も多く なっています。

(市民課)

国名は世界年鑑 2007 (共同通信社編) による

施策指標

指標	現状	目標	
拍		H24	H29
市民団体が主催する国際交流事業数(回/年)	9	10	10
市民団体が主催する国内友好都市などとの交流事業数 (回 / 年)	7	8	10

具体的な施策

1 国際交流の推進

国際交流を行う各種団体に対する支援に努め、国際化を担う人材の育成を図り、外国文化に通 じた市民の育成に努めます。

さまざまな都市との交流や市民ボランティアの育成、国際交流団体への活動支援体制の確立な どにより、市民主体で国際的な活動を展開できる環境を目指します。

2 外国人の生活支援

日常生活上の相談をはじめ、保健・教育などの各種事業や制度の情報提供と周知を図り、暮ら しやすい生活環境の整備を図ります。

3 都市間の連携と交流の推進

さまざまな都市との連携・交流を深め、互いの特性を生かし、市民や企業、地域などの主体に よる多様な交流の展開を図り、文化交流と人材育成を推進します。

安曇野市の友好都市交流は、東京都江戸川 区、東京都武蔵野市、福岡市東区、埼玉県三 郷(みさと)市、奈良県三郷(さんごう)町、 神奈川県真鶴町、オーストリア共和国クラム ザッハ、中華人民共和国五三街道の8地域で す。





第1節 災害に強いまち

1 防災対策の充実

─1 危機管理体制の充実

-2 防災施設の整備

─3 消防体制の充実

-4 自主防災体制の充実

- 5 防災意識の高揚

基本方針

消防・防災体制と機器の充実を図るとともに、消防団や自主防災組織と連携しながら、市民の防災意識の高揚を図り、災害から市民の生命財産を守る、災害に強いまちを目指します。

現状

海抜 3,000m級の山々とその山々を源とするいくつかの河川が流れ、松本盆地のすべての水が集まり、 平坦な複合扇状地となっていることから、水害、土砂災害など台風や異常気象による集中豪雨による災害 が発生しやすい状況にあります。

また、糸魚川 - 静岡構造線活断層系に起因する大規模直下型地震などによる重大な被害の発生も計り知れません。

課題

関係機関や関係団体が連携のもと、きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと基盤整備を図っていく必要があります。

また「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自主防災意識を高め、市民が安心して生活できる地域防災体制の確立が必要となっています。

🤻 トピック

市内の消防団組織は 16 分団 42 部あり、1,028 人の団員が所属し、無線機 121 台、消防車両 51 台を配し、有事に備えています。また、総合防災訓練のほか、水防訓練、消防訓練、通信訓練、避難訓練、非常時参集訓練及び本部の設置運営訓練、情報収集及び伝達訓練を実施しています。

(危機管理室)

施策指標

指標	現状	目標	
11 1示		H24	H29
自主防災組織などの訓練実施回数(組織 / 年)	25	70	85
参加者数(人 / 年)	2,000	5,600	7,000
っ まい 罹災時用備蓄飲食料数(食)	24,000	30,000	30,000
救命講習参加者数(人 / 年)	2,700	3,000	3,000
自主防災組織設置数(組織・累計)	49	85	85

具体的な施策

1 危機管理体制の充実

あらゆる災害に即応できるように、「安曇野市地域防災計画」に基づき危機管理体制の強化に努めます。

また、「国民保護計画」に沿って市民の生命、身体及び財産の保護のための対策を推進します。

2 防災施設の整備

災害発生時に備え、迅速な情報収集、伝達ができるよう情報通信体制の整備、物資確保体制の 確立に努めるとともに、救援体制の構築を図ります。

3 消防体制の充実

消防団が、災害に迅速かつ的確に対応するため、消防施設や資機材の整備・充実を進めるとともに、団員の活動環境の整備を進めます。

4 自主防災体制の充実

地震などの災害時における初期消火や避難誘導が適切に行えるよう、自主防災組織*の結成を推進するとともに、発生直後の安否確認や災害時要援護者*(高齢者、障害者など)の安全確保体制の充実を図ります。

5 防災意識の高揚

風水害、地震などのさまざまな災害時に安全で的確な避難行動や対応が行えるよう、講習会や研修会の開催、啓発活動などを推進するとともに、総合的な防災訓練の実施や防災マップの作成、災害ボランティアの確保・育成に努めるなど、防災知識の普及や防災意識の高揚、自主防災力の向上に努めます。

※ 白主防災組織

主に自治会(区など)が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体

《 災害時要援護者

一人暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために 安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々



第1節 災害に強いまち

2 治山・治水事業の促進

- ── 治水対策の充実
- 2 治山対策の充実
- 3 危険個所の解消

基本方針

自然環境に配慮した治山・治水対策を進めるとともに、災害個所の改善と市民への周知を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

現状

海抜 3,000m級の山々とその山々を源とするいくつかの河川が流れ、松本盆地のすべての水が集まり、 平坦な複合扇状地となっていることから、水害、土砂災害など台風や集中豪雨による災害が発生しやすい 状況にあります。

課題

台風や集中豪雨による河川の氾濫や地すべり・土砂崩れなどの対策が必要となっています。

トピック

市内で土砂災害警戒区域**に指定されている個所は、土石流で104カ所、急傾斜地の崩壊で161カ所です。また、土砂災害特別 警戒区域**に指定されている個所は、土石流で92カ所、急傾斜地の崩壊で153カ所です。

(平成19年 長野県砂防課)

施策指標

指標	H H	目	標
	現状	H24	H29
土砂災害危険個所調査地域数(累計)	3	5	5

具体的な施策

1 治水対策の充実

森林の適切な管理、整備を進めるとともに、集中豪雨や台風などによる河川の氾濫を防ぐため、 周辺環境と調和する河川改修を促進します。

2 治山対策の充実

山腹崩壊復旧や保安林改良など、治山事業による施設整備を促進します。

3 危険個所の解消

砂防指定地域や崩壊のおそれのある危険個所、地すべり個所、土石流発生個所など、パトロールなどにより危険区域の実態を把握し、防災対策事業を進めます。



- ※ 土砂災害警戒区域
- 土砂災害のおそれがある区域
- ※ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



第2節 事件・事故を防ぐまち

防犯・交通安全の推進

1 防犯体制の充実

2 交通安全対策の強化

3 防犯・交通安全施設の整備

基本方針

防犯・交通安全体制の強化を図るとともに、地域ぐるみの活動を推進し、犯罪や交通事故のない安全な 地域社会の実現を目指します。

現状

「自転車盗」「車上ねらい」「空き巣」などの刑法犯罪による被害が多発しています。特に、高齢者を狙っ た詐欺事件・凶悪な事件が多発し、社会問題となっています。

また、車社会が進展する一方で、子どもや高齢者が交通事故の被害者となるケースがあとを絶ちません。

課題

警察・関係機関と連携した犯罪防止活動の展開と市民相互の連帯感を高め、地域ぐるみで防犯活動を推 進するとともに、防犯意識を高めていく必要があります。

また、交通事故の未然防止のため、交通安全意識の高揚と交通モラルの向上が望まれるとともに、交通 安全対策を進める必要があります。

トピック

交通事故・刑法犯発生件数の推移 1,553 1,500 1,227 1,000 719 640 500 交通事故発生件数 刑法犯発生件数

H16

H17

H15

平成 18年の警察署別刑法犯認知・ 抑止状況一覧表によると、市内では 街頭犯罪が最も多く 457 件、侵入盗 及びその他刑法犯とあわせると961 件となります。

また、市内の交通事故発生件数は、 719件でした。

(長野県警)

施策指標

指標	現状	目標	
拍		H24	H29
刑法犯発生件数(件 / 歴年)	961	700	600
シートベルト着用率(%)	95.5	98.0	99.5
防犯灯整備基数(基・累計)	8,400	8,900	9,400

具体的な施策

1 防犯体制の充実

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を目指すため、関係機関との連携の もと、市民参加による防犯運動や広報活動を通じて、防犯意識の高揚を図ります。

また、地域ぐるみの防犯活動を展開するため、関係機関との連携を強化し、防犯体制の確立を 図ります。

2 交通安全対策の強化

総合的な交通安全対策に取り組む組織の充実を図り、子どもから高齢者まで、参加・体験・実 践型の交通安全教育を推進するとともに、交通事故の防止を図るため、交通安全思想の普及促進 に努めます。

3 防犯・交通安全施設の整備

歩行者の安全と交通の円滑化を図るため、生活道路などの計画的な点検を実施するとともに、 防犯灯や交通安全施設などの整備に努めます。



76

H18



第2節 事件・事故を防ぐまち

消費者保護の推進

1 市民生活相談の充実

2 消費者教育の推進

基本方針

消費者トラブルに関する情報を迅速かつ広範囲に共有できる体制を整え、被害が起こりにくい消費生活 社会の実現を目指します。

現状

さまざまな生活用品やサービスが生み出され、消費生活も豊かになりましたが、その反面、商品の氾濫 と販売競争の激化により、消費者の適切な選択を困難なものにしています。

このような中、訪問販売や通信販売、インターネット取引きによるトラブル、振り込め詐欺、架空請求 などが多く発生し、被害者も若年層から高齢者まで広範にわたっています。

課題

情報の迅速な収集と提供を行い、消費者が自らの選択で主体的な行動ができるよう支援していく必要が あります。

トピック

安曇野市の消費生活相談担当者数は6人(兼務)、平成18年度に寄せられた苦情は110件、相談は32件、合計142件でした。 (環境課)

施策指標

指標	現状	目標	
		H24	H29
消費生活相談件数(件 / 年)	142	200	200
消費者講座開催回数(回 / 年)	16	30	45
消費者講座参加者数(人 / 年)	440	1,000	1,500

具(体)的な(施)策

1 市民生活相談の充実

消費者問題に関する相談や消費者の利益の擁護及び増進を図るため、消費生活相談体制を整え るとともに、松本消費者生活センターと連携し、迅速かつ的確に対応できる体制の充実を図ります。

2 消費者教育の推進

消費生活講座や各種広報により、自主的で合理的な消費行動がとれる消費者意識の啓発や正し い知識の普及に努めるとともに、消費者教育・啓発活動団体の育成を図ります。





第3節 風土に根ざした魅力あるまち

秩序あるまちづくりの推進

በ 計画的なまちづくりの推進

2 市街地の整備



土地利用制度の統一化を図り、自然環境と調和の取れた田園都市の形成を目指します。

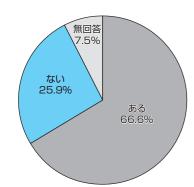
現状

地域によって土地利用規制が異なっているため、一定の秩序とバランスの取れた土地利用による都市の 持続的発展を目指していくことが重要となっています。

課題

安曇野の自然環境を守るため、全市的な土地利用制度を構築し、秩序ある土地利用を推進していくとと もに、快適で利便性の高い都市基盤を整備していく必要があります。

トピック



土地利用に関するアンケート調査において、日頃、安曇野市の土地利 用について問題と感じていることがあると回答した人が66.6%、ないと 回答した人は25.9%でした。また、問題と感じていることとしては、開 発によって安曇野特有の景観が損われてきている、郊外への商業施設立地 で既成市街地が壊れてきているなどが上位にあげられました。

(平成 18年 安曇野市土地利用に関するアンケート調査)

施策指標

指標	現状	目標	
		H24	H29
都市計画道路整備延長(km・累計)	12.71	12.90	13.40

具体的な施策

計画的なまちづくりの推進

安曇野の豊かな文化、自然環境・景観を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田 園都市づくりを進めるため、将来ビジョンを明確にし、その実現に向けての施策の体系的な指針 となる「都市計画マスタープラン※」を策定し、魅力あるまちづくりを推進します。

また、安曇野の自然環境を守り、秩序ある土地利用を市民との協働により推進するため、長期 的視点にたった総合的かつ計画的な土地の有効利用制度を確立し、生活基盤や経済基盤などの整 備を図りつつ、均衡のある発展と適正かつ合理的な土地利用に努めます。

2 市街地の整備

街路、公園、駐車場など、快適で利便性の高い都市基盤の整備を図るため、商業、生活道路、 駅前周辺など、複合的な都市機能の充実を進め、誰にでも優しく魅力ある市街地整備を進めます。 また、市街地における浸水被害を防止するための施設整備を進めます。



※ 都市計画マスタープラン

人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体の将来をどのようにしていきたい かを具体的に定めたもの



風土に根ざした魅力あるまち

景観の保全・育成

- 1 街並み景観の整備
- 2 環境と景観に配慮したまちづくり

基本方針

「景観行政団体*」を視野に入れ、地域と調和が取れた安曇野らしい景観づくりを目指します。

現状

豊かな自然と文化を織りなす美しい景観に恵まれていますが、道路沿いの大型看板などに見られるよう に、田園風景・街並みの景観が失われつつあります。

課題

都市・地域の持つ自然景観を保全・育成し、さらには都市をデザインするという観点から景観整備に取 り組む必要があります。

トピック

安曇野市市民意向調査において、安曇野の風景として、大切にしたい風景を聞いたところ、北アルプスの山岳風景が最も多く、 84.8%の回答でした。次いで、水田の風景が54.8%、ワサビ田(畑)の風景が26.7%、山麓の森林風景が26.5%でした。 (平成 18 年 安曇野市市民意向調査)



指標	44 EI	目	標
	現状	H24	H29
景観育成(形成)住民協定締結地域数	24	26	28

具体的な施策

1 街並み景観の整備

地域と調和が取れた安曇野らしい街並み・景観づくりを進めるとともに、景観育成住民協定*の 締結を進め、地域住民と協調した景観の保全・育成を促進します。

また、無電柱化への取り組みを研究します。

2 環境と景観に配慮したまちづくり

土地利用計画に基づいた景観計画などにより、地域景観の環境整備に努めます。

景観計画策定にあたっては、景観計画区域の指定、良好な景観の形成に関する方針、景観育成(形 成)のための行為の制限及び景観重要建造物や景観重要樹木の指定などについて調査検討を進め ます。



地区の住民の皆さんが、建物の色彩、形態などの外観や緑化など、景観づくりのルールを決めて、地区の皆さんでそれを形成し、育て守っていくという 協定



第3節 風土に根ざした魅力あるまち

3 住環境の整備

── 公園の整備

-2 緑化の推進

──3 公営住宅の整備

― 4 居住環境の整備

- 5 耐震化の推進

- 6 市営霊園の管理と計画的整備

基本方針

公営住宅の整備や適正な開発指導などにより、良好な住宅・宅地の供給を図るとともに、公園緑地の整備を進め、健全な居住環境の形成を目指します。

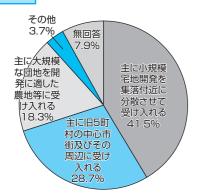
現状

良質な住宅と住環境の確保は、健康で豊かな市民生活を営むための基本となるものです。その中で身近な公園や緑地は、人々のふれあい、憩い、また、スポーツ・レクリエーションの場として、さらには災害時における防災空間として利用されています。

課題

住宅困窮者などのニーズに対応した公営住宅の整備を計画的に進めるとともに、誰もが安全で快適に暮らせる住宅や居住環境の整備を図っていく必要があります。

🦊 トピック



土地利用に関するアンケート調査において、新たな宅 地誘導のあり方については、「主に小規模宅地開発を集落 付近に分散させて受け入れる」と回答した人が4割以上 で、最も多くの回答がありました。

(平成18年 安曇野市土地利用に関するアンケート調査)

施策指標

指標	現状	目標	
拍 惊 		H24	H29
公園面積(㎡ / 人)	13.36	13.40	16.31
簡易耐震診断件数 (戸)	216	600	1,000

具体的な施策

1 公園の整備

潤いと安らぎのある公園整備を推進するとともに、地域住民の憩いの場として安全で快適に利用できるよう適正な維持管理に努めます。

2 緑化の推進

安曇野の特色である屋敷林の保全とともに、街路や公共施設などにおける緑化を推進します。また、市民との協働による緑化運動を促進します。

3 公営住宅の整備

公営住宅ストック総合活用計画に基づき、快適で安心して暮らせる公営住宅の整備及び維持管 理に努めます。

また、誰もが安全で快適に暮らせる住宅や居住環境の整備を図ります。

4 居住環境の整備

ユニバーサルデザイン*の考え方に基づく快適で安全なまちづくりを進めます。

5 耐震化の推進

大規模地震による住宅被害の低減を図るため、耐震診断助成事業*などを推進します。

6 市営霊園の管理と計画的整備

霊園の計画的整備と適正な管理に努めるとともに、周辺環境の保全と利用者の利便性の向上に 努めます。

※ ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢などに関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていこうという考え方

※ 耐震診断助成事業

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造在来工法の住宅や個人所有の住宅を対象に、木造住宅の耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を行っていただく市の補助事業

第4節 利便性の高いまち

1 道路の整備

─1 幹線道路の整備

- 2 生活道路の整備

3 除雪対策

基本方針

利便性・安全性が確保された道路整備を進めるとともに、人に優しい道づくりを推進し、体系的な道路 網の構築を目指します。

現状

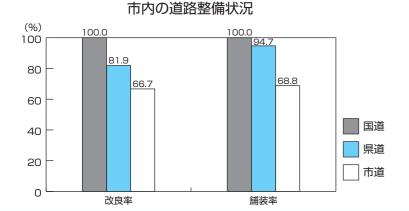
市内外を結ぶ長野自動車道・国道・主要地方道・県道などの道路網が市内に形成され、人・モノ・情報の交流が盛んに行われ、地域発展に大きな効果をもたらしています。

また、市道は日常生活に最も身近な生活基盤として整備しています。

課題

産業の振興、文化交流の促進、生活の利便性や災害時などにおける安全性の向上を図るとともに、環境 に配慮した適正な維持・管理、新設・改良を進めていく必要があります。

🧎 トピック



平成18年4月1日現在の市内の道路整備状況によると、国道は改良率、舗装率ともに100.0%、県道は改良率81.9%、舗装率94.7%、市道は改良率66.7%、舗装率68.8%となっています。

(平成 18 年 長野県土木部調査)

指標現場	現状	田 44 田	目	標
指		H24	H29	
市道舗装率(%)	68.8	72.0	74.8	
歩道設置延長(m・累計)	50,963	63,000	75,000	

具体的な施策

1 幹線道路の整備

国道や県道をはじめ幹線道路の機能的な道路整備を進め、長野自動車道梓川サービスエリアに スマートインターチェンジ*の設置を目指すとともに、効果的、効率的な都市計画道路*の計画的 な配置・整備を進めます。

また、市内外や交通拠点を結ぶ国道、主要地方道、県道の改良・整備を要望します。

2 生活道路の整備

市街地・集落間を結ぶ生活道路の整備、維持・補修を推進するとともに、交通事情に応じた歩道の設置、交差点改良などを進め、市民生活の利便性の向上と安全性に配慮して、誰もが利用しやすい道路づくりを進めるとともに、道路美化対策を推進し、道路環境の質的な向上を図ります。 また、「あづみ野やまびこ自転車道」の利用促進を図ります。

3 除雪対策

積雪時の交通や歩行者の安全を確保するために、除雪活動を地域住民と協力して行うとともに、 効率的な除雪作業を進めます。

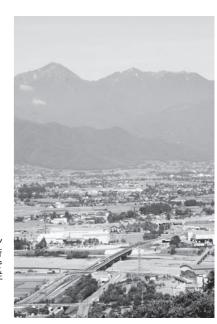
87

※ スマートインターチェンジ

スマートインターチェンジ(スマートIC)は、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

※ 都市計画道路

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路





第4節 利便性の高いまち

2 公共交通の整備

─1 公共交通体系の充実

- ② 公共交通の利用促進

一3 脱石油型の交通システムの開発

基本方針

市民が市内及び都市間を気軽に移動でき、商店街の振興・コミュニティーの活性化や交通弱者の社会性を増進させる交通環境の整備を目指します。

現状

市内にはJR篠ノ井線と大糸線が運行され、高速バスが都市や周辺地域と連絡しています。 また、市民の交通手段として、「デマンド交通システム[※]」と定時定路線のバスが運行されています。

課題

市内各所への効率的な移動や、鉄道・高速バスなどの公共交通機関との連携などを図る必要があります。併せて、利用しやすい環境整備が必要となっています。

トピック

交通手段に関するアンケート調査において、買物、通院、所用などの外出時の交通手段は、自分で運転する車がいずれの場合に おいても最も多く回答がありました。

(平成 18年 交通手段に関するアンケート調査)

施策指標

指標	現状	目標	
拍 惊		H24	H29
あづみん*利用者数(人 / 年)	_	102,900	102,900

具体的な施策

1 公共交通体系の充実

「デマンド交通システム」や「定時定路線」などの運行を充実し、障害者にも優しく、利便性の 高い生活交通ネットワークの形成を図ります。

また、観光客などが利用しやすい交通体系の整備に努めるとともに、パークアンドライド[※]の整備などにより、JRや高速バスなどの利用しやすい環境整備に努めます。

(2) 公共交通の利用促進)

JR篠ノ井線・大糸線及び高速バス並びに信州まつもと空港は、市民の交通手段として、サービスの向上が図られるよう、機能の充実を関係機関に要請し、利用促進を図ります。

また、駐車場の確保や駅周辺の整備を進め、利便性の向上を図ります。

3 脱石油型の交通システムの開発

自然エネルギー、バイオマスエネルギー*を活用した交通手段について検討し、BDF事業などを推進します。



- ※ デマンド交通システム
- 路線やダイヤを定めることなく、利用者の予約などに応じて乗合車両を運行する交通システム
- ※ あづみん
- 市デマンド交通の愛称
- ※ パークアンドライド
 - 最寄りの駅やバス停付近に設けられた駐車場にマイカーを止め、電車やバスに乗り換えて目的地まで向かうシステム
- ※ バイオマスエネルギー 生物体を構成する有機物を固体燃料、液体燃料、気体燃料に変化させ利用するエネルギー



第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

農業の振興

- 一 1 経営基盤の整備・充実
- ─3 生産基盤の整備・充実
- -4 地産地消の推進

基本方針

持続可能な地域営農システムの構築を図り、生産供給・流通販売体制を強化し、足腰の強い魅力ある農 村社会の構築を目指します。

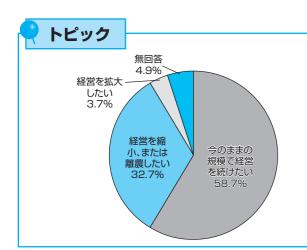
現状

米、リンゴ、タマネギなど、多くの農産物が生産されています。しかし、価格の低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足、これに伴う遊休農地の増加などにより農業生産力が減退していくおそれがあります。

課題

生産基盤整備に加え、農業の担い手となる農業者や経営組織の確保・育成を図り、農地の有効利用、重点作物の推進などにより産地体制の強化と競争力の向上に努めていく必要があります。

また、農村の活性化を図るため、農業の多面的機能の維持・振興に向け取り組んでいく必要があります。



土地利用に関するアンケート調査において、農地に対する農家の意向については、「今のままの規模で経営を続けたい」と回答した人が約6割で、最も多くの回答がありました。

(平成18年 安曇野市土地利用に関するアンケート調査)

施策指標

+∪ ==		目標	標
拍 惊 	况 1八	H24	H29
認定農業者数(経営体)	275	300	320
集落営農組織数 (品目横断的経営安定対策への加入組織数)(組織)	13	30	35
担い手への農用地利用集積率(%)	35.4	50.0	62.0
土地改良事業実施面積(ha·累計)	5,270	5,500	5,700
市民農園利用者数(人)	194	200	210

具体的な施策

1 経営基盤の整備・充実

農業経営の効率化や生産性の向上を図るため、農協や営農支援センターなどの関係機関と連携 しながら認定農業者**の育成・確保を進め、農業後継者をはじめ次世代農業のプロフェッショナル の育成に努めるとともに、集落営農の組織化・法人化を推進します。

また、優良農地の適切な維持・保全を図り、農地の確保と担い手への農地利用集積を促進するとともに、環境に優しい農業の展開を図ります。

2 農産物の生産

各地域の特性を生かした農作物の生産・販売を促進し、安曇野産の良さを前面に出して付加価値を高めるため、市場動向を適時把握し、流通業、観光業などとの連携を図るとともに、環境に配慮した食の安全・安心を確保し、消費者ニーズに応えられる生産体制づくりや販売ネットワークの確立を図ります。

3 生産基盤の整備・充実

農地の高度利用体系を確立するため、未整備地区のほ場や用排水路・農道などの整備を進めます。

4 地産地消の推進

生産者と消費者がふれあう流通販売システムをつくり、地産地消*を推進するとともに、安曇野の自然や文化とふれあうグリーンツーリズム*の推進や体験学習の開催、市民農園*の提供などによる都市と農村あるいは、農作業を通じた交流を促進します。

※ 認定農業者

市の農業経営基盤強化基本構想に沿って、一定規模以上の農業経営を目指す経営者として市から認定を受けた農業者

※ 地角

地域で生産した農産物を地域で消費する「地域生産・地域消費」の略。食糧自給や食の安全、農業と地域のかかわりなどへの関心を高め、地域農業の活性化が期待される

※ グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然や文化、そこに住む人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

※ 市民農園

一般にサラリーマンなどの都市住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園のこと



第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

林業の振興

- 1 森林の公益的機能の維持・増進
- 2 地域材、特用林産物の振興
- 3 森林施業の推進
- 森林の多目的活用

基本方針

多くの人が山にふれあえる森林環境を整備し、豊かな森林と山づくりを目指します。

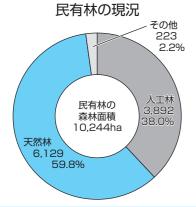
現状

木材価格の低迷などから、森林所有者をはじめ地域の森林への関心が薄れ、荒廃する森林が多くなって きています。一方、CO2の排出抑制、水源涵養や山地災害防止などの森林の持つ公益的機能の発揮や自 然とのふれあいを重視した保健休養としての森林整備が望まれています。

課題

森林の経済的機能、公益的機能を持続的に発揮させるため、林業労働力の確保、林業経営基盤の強化、 林道・作業道などの路網整備を図り、適正な森林施業による健全な森林づくりを行う必要があります。

トピック



安曇野市の森林面積は20,151haで、総面積に占め る割合は60.7%となっています。所有別では国有林が 9.907ha、民有林が 10.244ha という状況です。

民有林のうち、人工林は 3,892ha、天然林 6,129ha と なっており、人工林ではカラマツ、アカマツなどの針葉樹 が多く、天然林は広葉樹とアカマツが多く生育しています。 (平成19年度長野県民有林の現況)

施策指標

指標	現状	目標	
		H24	H29
林内路網(m /ha)	20.9	21.5	22.1
間伐目標面積(ha/年)	150	227	227
特用林産の生産額(千円 / 年)	16,200	17,000	17,000

具体的な施策

1 森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を発揮するために、健全な森林整備を推進します。そのため、保安林、保安 施設による森林の保全や森林計画制度による適正な森林管理に努めます。

また、森林整備に必要な林道、作業道などの路網整備や林業従事者など担い手の確保・育成に 努めます。

2 地域材、特用林産物の振興

間伐*の推進に伴い増大する間伐材の利用促進を図るとともに、公共施設、住宅などでの地域材 の利用促進に努めます。

また、地域の気候風土に適した特用林産物*の生産振興を図るとともに、流通体制や加工技術の 向上を目指し、消費者ニーズに適合した産地化に取り組みます。

3 森林施業※の推進

人工林については、緊急の課題である間伐の実施を推進するとともに、森林整備計画に基づき 下刈り、除伐、枝打ちなどの森林整備に努めます。

4 森林の多目的活用

森林浴に代表される森林の保健休養的利用やみどりの少年団**活動、学有林活動による体験的森 林施業など多くの人がさまざまな形で森林にふれあう機会を設け、森林の重要性を普及します。

また、野生鳥獣の貴重な生息地域であることからその保全を図るとともに、農作物などへの被 害が顕著な有害鳥獣に対しては、個体数の調整など被害防止に努めます。

木の成長に伴って混みすぎた森林の立ち木の一部を適切な間隔で伐採(ばっさい)すること

森林原野において産出されてきた産物で、通常林産物と称するもののうち、一般用材を除く品目の総称。きのご類をはじめ、クリなどの樹実類、たらの 芽、ワラビなどの山菜類、そのほか木炭類、竹類など多岐にわたる

※ 森林施業

造林から保育、伐採に至る木材生産に必要な一連の作業行程及び作業道の開設などこれに不可欠な作業

少年・少女が「緑を愛し」「緑を守り」「緑を育てる心を養う」ことを目的に全国に結成された団体



第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

水産及び特産の振興



1 水産・特産の振興



全国に誇れる水産資源の生産を目指します。

現状

豊かな湧水を利用しワサビやニジマスが生産・出荷されています。

しかし、高齢化や担い手不足などによる従事者の減少、また、生産コストの高騰、市場価格の低迷など 取り巻く生産環境は厳しい状況が続いています。

一方、新しく信州サーモンの生産も始まりました。

課題

水産資源の生産拡大を図るため、担い手の確保・育成に関する施策や加工、流通体系などの環境整備を 展開していく必要があります。

トピック

長野県水産試験場が開発した養殖専用品種「信州サーモン」は、ニジマスとブラウントラウトを交配させた、銀色の美しい身体 とサーモンのような紅色の美しい身が特徴のブランド魚です。長野新幹線の駅弁のほか、市内の宿泊施設や飲食店で調理、提供さ れています。



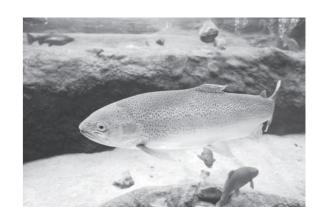
指標	現状	目標	
拍		H24	H29
ワサビ出荷量(t/ 年)	761	760	760
ニジマス・イワナ・ヤマメ出荷量(t/ 年)	470	460	460
信州サーモン出荷量(t/ 年)	33	45	45

具体的な施策

1 水産・特産の振興

全国に誇れるワサビやニジマスなどの水産資源生産体系の維持・拡大を図るため、多様化する 消費者ニーズを的確に把握し、安全・安心で付加価値のある加工品の開発などを促進します。 また、経済情勢などの変化に的確に対応できる担い手の確保・育成を図ります。







商業の振興

─1 商業への支援

─2 商業空間の形成

3 経営の安定化

基本方針

消費者ニーズに対応した個店の魅力、個性を生かした商店街をつくるために、関係機関と連携し各商店 街の個性化、付加価値の高いサービス産業の創出を目指します。

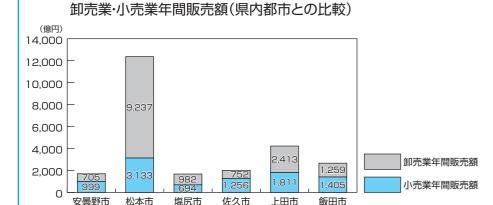
現状

近年の車社会の進展と規制緩和、流通構造の変化により、郊外型の大規模小売店舗やホームセンター、 コンビニエンスストアの出店が相次ぎ、市内の既存商店街などは、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加 など、厳しい状況にあります。

課題

中心市街地の地域密着型商店街と、郊外型大規模小売店商業地の調和の取れた商業環境の整備が必要となっています。

トピック



安曇野市の卸売業商店数は 114 店で、卸売業年間販売額は 705 億 円です。また、小売業商店数は 887 店で、小売業年間販売額は 999 億 円です。隣接する松本市の広域型商 圏に内包されています。

(数値は平成 16 年で合併後の市域に 組み替えたものです)

(経済産業省 商業統計調査)

施策指標

指標	現状	目標		
拍 惊		H24	H29	
商業販売額(千円 / 年)	165,673,860	165,800,000	166,000,000	
融資額 (商業・工業計) (千円 / 年)	415,925	450,000	500,000	
県・市制度資金利用件数(件 / 年)	159	180	200	

具体的な施策

1 商業への支援

個性と魅力ある商店街の創出を図るため、商業団体が行う空き店舗活用やインターネットによる商店街の形成、地元の特産品を生かした付加価値の高い商品開発などを支援します。 また、商業団体などが実施する調和の取れた商業環境整備を支援します。

2 商業空間の形成

美化や緑化をはじめ、地域の歴史や文化を生かすとともに、歩行者空間の安全性確保や車社会に対応した空間づくりなど、地域社会と調和の取れた商業・サービス空間づくりに努めます。

3 経営の安定化

商工会と連携し、商工業者・若手経営者などのリーダーの育成に努めます。 また、県・市制度資金借入者への保証料及び利子補給を実施することにより、経営の安定を図ります。





工業の振興

- 1 新産業の創造
- 2 生産基盤の整備
- 3 経営の安定化

基本方針

安曇野の地域特性を生かした企業誘致を進め、他の関連産業と連携の取れた産業団地の造成を目指します。

現状

市内に産業団地を造成し、優良企業の誘致に努めた結果、平成17年度の製造品出荷額等は県全体の 13.8%を占めています。

課題

時代とともに経済のグローバル化など産業構造の変化が進む中で、厳しい経済変動に対応できる企業の 育成と、地域の活性化につながる新産業の創出が必要となっています。

トピック 製造品出荷額等の推移 (件) 8,614 (億円) 8,000 300 6,000 200 4,000 100 2,000 ا ن H13 H14 H16 H17 ─■─ 製造品出荷額等 H15

工業統計によると、平成17年の市内の従 業員4人以上の事業所数は282事業所、製 造品出荷額等は8,614億円となっています。 1事業所あたりの製造品出荷額等は、平成 14年に減少していますが、その後は増加し ており、平成17年には31億円となってい

(経済産業省 工業統計調査)

施策指標

指標	現状	目	標
指標		H24	H29
企業誘致件数(市内産業団地)(区画・累計)	57	70	80

具体的な施策

1 新産業の創造

安曇野の素晴らしい景観と環境に配慮した無公害型の企業や雇用の確保を見込める産業分野の 企業誘致を推進します。

また、産学官の連携による新産業の創造、新製品の開発を図り、力のある産業のまちづくりに 努めます。

2 生産基盤の整備

企業間の技術支援や連携の図れる産業団地など、生産基盤の整備を進めます。

3 経営の安定化

商工会と連携し、商工業者・若手経営者などのリーダーの育成に努めます。 また、融資制度の周知・紹介、相談などを実施します。



事業所数



労働環境の整備

- 1 就労支援の促進
- 2 勤労者の福利厚生の充実
- 3 新産業の育成支援

基本方針

ゆとり、豊かさを実感できる雇用環境整備を図り、働きたい人が生きがいを持って働ける環境づくりを 目指します。

現状

近年の我が国の労働環境は、失業率が高水準で推移し、企業においては、従業員の削減や新規採用の抑 制など依然として厳しい状況にあります。

また、雇用を取り巻く環境も高齢化、情報化社会の進展、障害者や女性の社会参画、パートタイム労働 者の急激な増加など社会経済情勢が大きく変化しています。

課題

団塊の世代の定年退職などによる中高年齢者の再就職希望の増加、障害者、育児中の女性の安定した雇 用確保に向けた環境の整備をしていく必要があります。

トピック

近年、安曇野市域を管轄するハローワーク松本の有効求人倍率は、全国の有効求人倍率を上回っています。また、長野県下への U・Iターン希望者に向けた各種相談窓□や情報検索サイトが、長野県商工部雇用・人材育成課や長野県中小企業団体中央会など により運営されています。

(平成19年 ハローワーク松本)

施策指標

指標	現状	目標	
拍		H24	H29
ハローワーク利用による就職者(人 / 年)	629	650	650
協調融資利用額(千円 / 年)	45,500	50,000	50,000
法人新規設立数 (市内本店のみ) (件)	33	40	50

具体的な施策

1 就労支援の促進

企業、関係機関と協調しながら、地域就業相談室における就業相談・情報提供機能の充実・強 化を促進するとともに、雇用助成制度の創設・普及を図り、中高年齢者をはじめとする求職者の 円滑な雇用の促進に努めます。

併せて、障害者やフリーター*、ニート*に関しては、関係機関と連携を図りながら、国などが 実施する雇用対策などの周知を図ります。

2 勤労者の福利厚生の充実

職種における適正な労働条件の確保や中小企業における労務管理の改善の促進に努め、就業形 態の多様化に対応した地域情報通信網の高度化などに努めます。

また、勤労者が仕事と家庭生活との両立を図ることができるよう、企業による育児休業制度や 介護休業制度の周知・啓発に努めるなど、働きやすい就業環境の確保に取り組みます。

3 新産業の育成支援

商工会と連携し、異業種間の交流を促進するとともに、地域資源を生かした新たなビジネスの 創造や新産業の育成を支援します。

15歳~34歳の若者(学生・主婦を除く)のうち、パート・アルバイト(派遣など含む)で働く人、また、働く意志のある無職の人(2003年版国民生活白書)

Not in Employment, Education or Training の略(= NEET)で、学校に通っておらず、働いておらず、職業訓練を行っていない者の総称。非労働力人口のうち、家事も通学もしていない 15 歳~ 34 歳の若年無業者として集計すると 2004 年で 64 万人となる(厚生労働省 H17 年版「労働経済の分析」)



4 観光の振興

- ― 1 観光基盤の整備
- -2 観光情報の発信
- ─3 新たな観光戦略の実践
- ─4 受け入れ態勢の整備

基本方針

観光資源の有機的なネットワークを構築し、市民・産官学が一体となって、温泉などの地域資源を活用した体験型・滞在型観光[®]の充実を目指します。

現状

自然、景観、水、温泉、美術館や歴史的文化施設などの豊かな資源・資産を生かした観光産業が展開されていますが、近年の観光は、より多様化した観光目的や楽しみ方、幅広い世代の観光ニーズがあります。

課題

新たな観光資源の掘り起こし、観光資源の広域ネットワーク化などを推進し、多彩なテーマによる集客 戦略を実施していく必要があります。

また、施設や環境整備を含めて、すべての観光客に優しいまちづくりを進める必要があります。

🧡 トピック

観光アンケート調査において、安曇野市を観光で訪れた目的は、自然観賞・散策が最も多く、31.9%の回答がありました。また、安曇野を主要目的地とした宿泊旅行での安曇野滞在日数は、2~3泊が約半数を占め、1泊以下が約40%を占めました。

(平成 18年 観光アンケート調査)

施策指標

七 梅	指 標 現 状	目標	
11 保	况 1八	H24	H29
観光客数(千人 / 年)	2,942	3,000	3,060
イベント参加者数(千人 / 年)	191	200	220
観光 HP アクセス数 (観光協会) (件 / 年)	109,500	150,000	200,000
観光消費額(千円 / 年)	13,775,040	14,000,000	14,280,000
観光ボランティア登録者数(人・累計)	14	20	30

具体的な施策

1 観光基盤の整備

安曇野を訪れるすべての観光客が安全に安心して自由に散策が楽しめるよう、観光施設をはじめ駐車場や案内標識の設置など道路・交通環境の整備に努めます。

また、観光客が快適かつ気軽に利用・宿泊できるよう物産販売所や宿泊施設などの整備・充実をはじめ、山岳観光施設の充実や温泉資源の活用を促進します。

2 観光情報の発信

観光パンフレット、観光案内所、観光物産展、インターネット、マスメディアなどあらゆる場 を活用して、観光情報の発信に努めます。

また、各種イベントや祭りなどは、より魅力あるものとなるよう創意・工夫に努めます。

3 新たな観光戦略の実践

地域の観光資源の再発掘に努めるとともに、広域連携も図りながら、季節や年代、志向に応じた周遊ルートの設定や都市と農村との交流を目的とした滞在型・自然体験型観光など、テーマ・ターゲットを明確にした観光戦略を展開します。

4 受け入れ態勢の整備

観光協会の組織強化及び観光ボランティアなどの人材の育成に努めます。

また、多くの人に安曇野を訪れていただけるよう、観光に関連する産業従事者だけでなく、市 民一人ひとりの意識啓発を図り、「おもてなしの心」の醸成に努めます。

※ 体験型・滞在型観光

農業・そば打ち、林業体験など、作業そのものを経験する体験型の観光や、地域に滞在しながらゆっくり・じっくり楽しむ観光のあり方



1 協働のまちづくりの推進

── コミュニティー活動の充実

- 2 コミュニティー意識の啓発

→ 1 市民によるまちづくり推進会議の設立支援

基本方針

多くの市民が地域で行われる活動などに積極的に参加し、自分たちの手でより良いまちにしていく活動 の促進を目指します。

現状

高齢化や核家族化などによるコミュニティー活動の停滞や無関心層の増加などが問題になっています。 一方、人々の価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するにつれて、社会貢献や自己実現を 目的として市民が自発的に社会活動へ参加しようとする動きが高まっています。

課題

コミュニティー活動を支援するとともに、コミュニティー意識の向上に努めていく必要があります。 また、ボランティアやNPO*などの団体が活動しやすい環境を整備し、支えあう地域社会の構築が必要となっています。

トピック

安曇野市市民意向調査において、地域活動や自治会活動に現在参加し、今後も参加したいと思う人の割合は32.8%、現在参加していないが、今後参加したいと思う人の割合は23.5%でした。

(平成 18年 安曇野市市民意向調査)

施策指標

七	作 抽	目標	
指標現場	H24	H29	
市民情報交流拠点設置数(カ所)	_	2	2

具体的な施策

1 コミュニティー活動の充実

コミュニティー意識の醸成及び地域の一体感の高揚を図るため、コミュニティー活動や運営、ボランティア活動、それら活動の拠点となる施設の整備に対し支援します。併せて、活動などを通じてコミュニティーを担う皆さんの学習を支援します。

2 コミュニティー意識の啓発

市民の自主性と自発性に基づくコミュニティー活動への参画を促進するため、市民活動のため の情報提供を行い、意識啓発などを図ります。

3 市民によるまちづくり推進会議の設立支援

総合支所に地域活動支援のためのまちづくり推進係を設置します。 また、市民によるまちづくり推進会議の設立を支援します。



* NPC

Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として市民が主体的に活動に取り組む団体(組織)



2 市民参画の推進

- ─1 市民参画システムの構築
- -3 広聴制度の充実

基本方針

市民・企業・大学と連携を図り、さまざまな立場から参画・協働し、地域課題を解決するまちづくりを目指します。

現状

まちづくりは、これまでの行政主導型の手法から、市民と行政との役割分担のもとに、真に市民一人ひとりが主体的に活動する新たなまちづくりの手法へと転換されてきています。

課題

地域社会で生じているさまざまな課題や多様化する市民ニーズに対応するため、行政の考え方や取り組みについて、より早く正確に情報提供することで、市民と行政との信頼関係を確立し、市民との協力関係を構築していく必要があります。

トピック

安曇野市市民意向調査において、市政やまちづくりへの参加方法は、地域での活動を通じた参加、インターネットやアンケートによる発言が上位に上げられました。

(平成 18 年 安曇野市市民意向調査)

施策指標

指標	現状	目	標
1日 1示		H24	H29
市長懇談会参加者数(人 / 年)	740	1,000	1,100
パブリックコメント参加者数(人 / 件)	10	20	30

具体的な施策

1 市民参画システムの構築

広報紙・ホームページによる情報提供に努めるとともに、地域審議会など、市民参加を推進するシステムを構築し、市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組む姿勢と仕組みの確立に努めます。

2 市民参画環境の提供

企画実践を目指したワークショップを開催し、地域づくりの担い手になる環境を提供します。 また、協働によるまちづくりの推進のため、市職員の地区担当制や職員研修を実施します。

3 広聴制度の充実

市民の多様な意見や提言を適切に市政に反映させるため、出前講座やパブリックコメント[※]、電子会議システムなどを活用します。

4 産学官連携

市民・企業や大学との連携を強化し、さまざまな分野での交流を推進し、新たなまちづくりの協働体制の構築に努めます。



※ パブリックコメン

もともとは住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる国の制度のことを指していますが、現在では、地方公共団体においても、基本計画などの重要な施策の決定過程で実施されている制度



3 男女共同参画の推進

──1 男女共同参画システムの充実

-2 女性の社会活動参画推進

基本方針

男女がお互いに人権を尊重し、女性が男性と共に、あらゆる分野に参画することが可能な男女共同参画社会の実現を目指します。

現状

社会経済環境が大きく変化している中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、共にまちづくりへ参画できる社会の実現が求められていますが、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念や慣習・慣行が依然として根強く残っています。

課題

男性と女性の役割について、社会的に形成されてきた偏見的差異を取り除き、男女が共に支えあい、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。

トピック

安曇野市市民意向調査において、市が実施する男女共同参画社会にかかる啓発活動や支援の充実について、今後の重要度を聞いたところ、重要とやや重要と回答した人の合計の割合は、男性より女性が若干多いものの、いずれも 50%を超えていました。 (平成 18 年 安曇野市市民意向調査)



指標	現状	目	標
拍 惊		H24	H29
女性審議会委員率(%)	22.2	35.0	35.0

具体的な施策

1 男女共同参画システムの充実

男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国・県・市及び広域市町村圏、事業者並びに市民による協働体制を構築します。

また、各種研修会や講演会などの開催により、男女共同参画の機運の醸成を図るとともに、男 女共同参画推進関係団体が相互に連携して、男女共同参画社会の実現及び地域社会の発展に寄与 できるよう支援します。

2 女性の社会活動参画推進

学校、地域、職場、家庭などあらゆる分野における意思決定過程への女性の参画を促進するため、 男女が共に自らの意識改革に向けた学習機会の提供により人材の育成を図ります。

また、多様な分野において活躍できる場を設け、各審議会や自治組織などにおいて女性の能力や適正を生かした適材適所の登用を進めます。





人権の尊重

1 人権教育・啓発の推進

人権擁護団体の育成支援

基本方針

人が人として尊ばれ、心豊かに生きる社会を築くために、人権を尊重し、差別のない明るく住みよい社 会の実現を目指します。

現状

すべての人々の基本的人権は、憲法で保障されていますが、私たちの周囲には、社会的に不平等な扱い を伴うさまざまな問題が少なからず存在しています。

課題

人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を市民一人ひとり が身近な問題としてとらえるよう、地域・学校・企業などあらゆる場において、心を磨く人権学習活動を 展開する必要があります。

また、人権問題に対する啓発・広報活動を進め、人権に対する市民の意識の高揚を図っていく必要があ ります。

トピック

長野県人権啓発活動ネットワーク協議会が平成10年7月に設立され、安曇野市(旧町村)は、平成12年7月より松本地域人 権啓発活動ネットワーク協議会の一員として、人権啓発活動やその広報を行っています。

施策指標

指標	現状	目標	
拍		H24	H29
人権教育機会数(回 / 年)	95	120	150
人権教育参加者数(人 / 年)	2,460	2,600	2,700
人権侵害に関する相談件数(件 / 年)	238	210	180

具体的な施策

1 人権教育・啓発の推進

学校、地域、職場における人権にかかわる学習会や講演会、研修会などあらゆる場において、 人権教育活動を推進し、人権問題の正しい理解を促進します。

また、人権啓発強調月間や人権週間を通じて人権問題の啓発・広報活動を行い、人権に対する 市民の意識の高揚に努めます。

2 人権擁護団体の育成支援

各種人権教育、擁護団体の育成を図るとともに、その活動を支援します。





第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

1 地域情報化の推進

- -2 情報化の推進と活用
- ─③ 情報セキュリティ対策の推進

基本方針

全ての市民が情報化の恩恵を受けられるように情報通信基盤の整備を進め、情報格差の解消と情報提供の充実を図り、情報通信社会の実現を目指します。

現状

情報通信技術の飛躍的な発達により、パソコン、携帯電話やインターネットなどが、経済活動や日常生活に深く溶け込み、必要不可欠なものとなっています。これにより大容量で高速な情報通信サービスを利用できるブロードバンドネットワーク*の整備が進んでいます。

課題

急速な進展を続ける情報通信技術(ICT)をめぐる動向に的確に対応し、あらゆる課題に対応できる情報通信基盤の整備と情報化施策の展開を図っていく必要があります。このため、市民と行政とが情報を相互に交換、共有できる双方向情報通信の発展に向けた地域情報ネットワークの形成が必要となっています。

トピック

1953年に放送が開始されたアナログ方式のテレビジョン放送が2011年7月24日に終了し、地上デジタルテレビジョン放送への完全移行が成されます。これに伴い、アナログ放送で使用していた周波数帯は、地上デジタルラジオ放送、高度道路交通システム、業務用通信、携帯電話などに使用することが予定されています。

施策指標

指標	現状	目標		
指標	况 1八	H24	H29	
市内ブロードバンド環境(CATV の世帯割合)(%)	60	95	98	
電子申請・届出システム(数 / 様式)	_	60	90	

具体的な施策

1 地域情報ネットワークの構築

情報化の恩恵をネットワークを通じてリアルタイムに市民が享受・利用できるように、環境構築及び整備を進めます。

また、市内にある企業を活性化するため、工場団地などの企業集積地域に対し、光ケーブルなどのブロードバンドネットワークを提供するための環境構築及び整備を進めます。

2 情報化の推進と活用

国の進める電子政府構想との連携を図りながら、電子申請・届出システムを活用し、行政手続きの電子化を進め、市民生活の利便性の向上を図ります。

また、電子決裁システムや地理情報システムなどを活用した電子自治体の構築を進めます。

3 情報セキュリティ対策の推進

市民・事業者・教育関係機関と一体となった情報化推進体制を構築するとともに、個人情報の 保護や情報セキュリティの確保、災害対策など、情報化の進展に伴う環境の整備について適切な 対応に努めます。



※ ブロードバンドネットワーク

高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピューターネットワーク



第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

2 行政改革の推進

── スリムで柔軟な組織・人事体制の構築

- 2 業務の効率化

-3 職員管理・給与の適正化

4 公共施設の効果的利用

- 5 本庁舎等の建設の検討

基本方針

市民と協働し市民に信頼される市政、市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現と"持続する安曇野市"を目指します。

現状

少子高齢化とそれに伴う人口減少時代の到来など、社会経済環境は厳しさを増し、市民ニーズや地域の課題は複雑かつ多様化し、従来にも増して質の高い行政サービスへの期待が高まっていることから、これらに的確かつ柔軟に対応し、簡素で効率的な行政運営の実現に向けた取り組みを着実に進めることが求められています。

課題

安曇野市行財政改革大綱とその実施計画となる「安曇野市行政経営改革プラン」の目標達成に向け確実かつ着実に推進し、事務事業の見直しによる選択的・効果的な投資の実現や実行力と意欲ある人材の育成、組織全体の活性化を進め、その取り組み状況などを広く公表していく必要があります。

₹ トピック

安曇野市行財政改革大綱 (第1次)・行政経営改革プランにおいて、行政改革における6つの重点事項として、市民との協働による市政の推進、健全な財政基盤の確立、職員管理・給与の適正化、業務の効率化、スリムで柔軟な組織・人事体制の構築、公共施設の効果的利用を掲げています。

施策指標

指標	現状	目	標
指	現状	H24	H29
市職員数(人)	805	770	749

具体的な施策

1 スリムで柔軟な組織・人事体制の構築

本庁・総合支所組織の総合的な見直しによる組織の効率化を図りながら、新たな行政課題や多様な市民ニーズに柔軟かつ的確、さらに迅速に対応できる市役所組織を構築します。

また、人材育成基本方針**に基づき、高い倫理観、コスト感覚、広い視野と先見性を備え、市民の立場で自ら考え、責任を持ち挑戦する人材の育成に努めます。

2 業務の効率化

行政評価制度*の導入により、既存の事務事業の評価・見直しを行い、選択的・効果的な投資の 実現を図ります。

また、市民、事業者と行政の役割を明確にしながら、アウトソーシング計画*に基づく業務などの外部化を進め、厳しさを増す財政状況下においても、質の高い行政サービスの提供に努めます。

3 職員管理・給与の適正化

業務の効率化と並行し、効率的かつ弾力的な人員配置を行うとともに、定員適正化計画に基づ く定員管理に努めます。

また、人事評価制度の導入と評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めるとともに、近隣各市の実態、社会経済情勢などを踏まえ、給与制度の適正な運用に努めます。

4 公共施設の効果的利用

指定管理者制度*の導入等により効果的・効率的な施設運営に努めるとともに、未利用または利用率の低い施設の有効活用に努めます。

また、未利用地・遊休地の処分・貸付などを進め、維持管理に係る経費・業務の削減に努めます。

5 本庁舎等の建設の検討

市民を含めた本庁舎等建設検討委員会で、本庁舎等の規模、機能、場所などの検討を進めます。また、既存施設の活用方法を検討します。

※ 人材育成基本方象

人材を伸ばす基本計画として長期的な見通し、育成指針と位置付けられるもの

※ 行政評価制度

市が実施する施策、事務事業について、事前・実施中・事後にその妥当性や成果を、できるだけ客観的な基準で判定し、結果を数値などで市民に示すとともに、予算執行・計画策定・事務事業の見直しなどに反映させていく制度

※ アウトソーシング計画

「民間でできることは民間へ」という基本を念頭に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFI の活用、独立行政法人などの活用により、行政コストの縮減と、サービス水準の向上を図っていく計画

※ 指定管理者制度

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、市の出資法人や公共的団体に限られていましたが、地方自治法の改正により、民間 事業者も含めた幅広い団体にも管理運営を委ねられるように定めた制度



経営的視点の行財政運営がなされるまち

開かれた市政の推進

- 1 情報公開の推進・充実
- 2 広報制度の充実

基本方針

個人情報の適切な管理と行政情報の公開、分かりやすい広報などにより、市民に開かれ信頼される市政 を目指します。

現状

開かれた市政運営を進めるためには、市民参加を推進するとともに、行政の透明性を確保するための情 報公開と、行政運営に対する説明責任を果たすことが重要となっています。

課題

情報公開制度の充実と正確な情報提供の推進、個人情報の適正な管理・運用、多様なメディアを効果的 に活用した市民と行政の情報の共有化をしていく必要があります。

トピック

安曇野市市民意向調査において、市政に関する情報媒体は、広報あづみの、掲示板・回覧板、新聞の地域版・テレビ・ラジオ、 の順に多い結果でした。また、得たい情報内容は、保健・医療などの健康に関する情報、ごみ収集などの生活に関する情報、市政 の動きに関する情報が上位に上げられました。

(平成 18 年 安曇野市市民意向調査)

施策指標

七	41 田	目	標
指標	現状	H24	H29
情報公開請求対応件数(件 / 年)	18	22	27

具体的な施策

1 情報公開の推進・充実

市民の「知る権利」を最大限に尊重した、開かれた市政の推進を図るため、情報公開制度の充 実及び適正な運用に努めます。

また、個人情報の不適正な取り扱いや誤った個人情報の利用により、市民の権利・利益が侵害 されないよう、個人情報保護制度の充実及び適正な運用に努めます。

2 広報制度の充実

市政に関する情報を、広報紙やホームページ、防災行政無線など可能な媒体を活用して迅速か つ分かりやすく市民に提供します。

また、市民の市政への参加促進につながるようなさまざまな情報提供に努めます。







第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

4 健全な自治体経営の推進

- 1 健全な財政運営
- 一2 安定した財政基盤の確保
- 3 広域行政の推進

基本方針

計画行政に徹するとともに、組織機構の見直しや行政改革により、予算編成・予算執行の適正化を図り、 持続可能な健全財政の運営を目指します。

現状

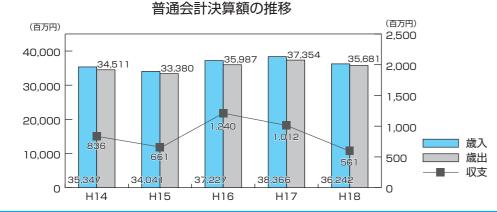
地方分権の進展に伴い、自己責任のもとで自主的・自立的に行政を行う地方自治の役割は、ますます重要になっています。

しかし、さまざまな財政需要の増加に対して、市税などの財源確保が厳しい状況にあります。

課題

健全で効率的な財政運営と適正・公平な課税と市税収入の安定的確保を進めるとともに、自立性の高い、 安定した財政基盤を確保するなど、持続可能な財政構造の確立をする必要があります。

・ トピック



決算額の増減は、投資的経 費(道路建設、学校や保育所 の整備など)の実施が主な理 由です。

17年度は合併に伴う庁舎 改修費やシステム統合経費に より決算額が増加しています。 (財政課)

施策指標

指標	現状	目標		
指標	現状	H24	H29	
税収納率(現年分)(%)	98.14	98.26	98.30	
実質公債費比率(3年平均)(%)	13.8	16.0	16.0	

具体的な施策

1 健全な財政運営

行政評価制度により、行政サービス内容や施策の評価結果を適切に予算に反映させ、予算編成・ 予算執行の適正化を図るとともに、簡素で効率的な行財政運営を進めます。

公会計制度の導入により、資産、負債、行政コストを管理し、企業経営的な財務分析を行い、 将来的な財政負担の適正化を図ります。

なお、作成した財務諸表は市民への情報として提供に努めます。

また、第三セクター*への関与のあり方などの見直しを進めます。

2 安定した財政基盤の確保

市税の課税客体の実態を的確に把握し、公平な課税に努めるとともに、市民の納税意識の高揚と収納率の向上を図るとともに、コンビニエンス収納など納税者の利便性を高め、自主財源の確保に努めます。

また、少子高齢化社会の進展などによる将来的な財政需要を適切に見込み、財源として必要な 基金の造成や公債費負担の適正化を図る中で歳入歳出のバランスの取れた財政健全化計画を策定 し、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

3 広域行政の推進

国・県・近隣市町村との連携を強化し、諸施策を推進するとともに、一部事務組合による広域 的事業を進めます。

また、松本広域連合と連携し、広域圏の振興を図ります。

※ 第三セクター

国や地方公共団体(第一セクター)と民間事業者(第二セクター)との共同出資で設立した法人

将来都市像である「北アルプスに育まれ こころ輝く 田園都市 安曇野」を実現するために、施策分野に 捉われず、市政全般にわたって長期的な視点から取り組む3つのテーマ「水」「食」「交流」を重点プロジェ クトとして位置付けます。

各プロジェクトでは、安曇野らしさを生かした個別事業の連携や相乗効果を高めるための取り組みを進 めます。

基本目標

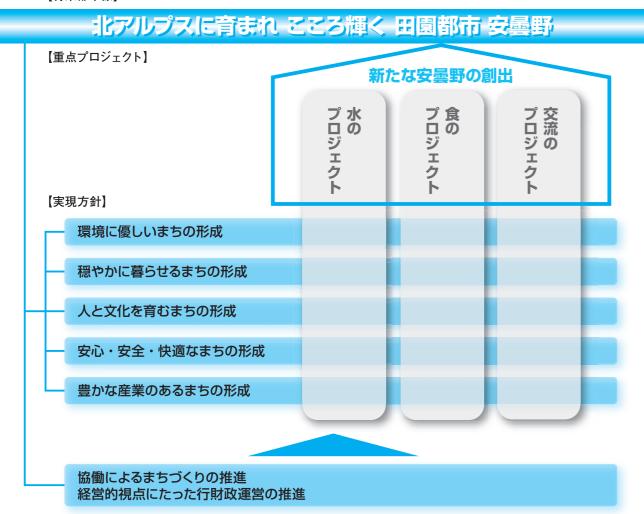
- 安曇野の自然環境と産業・文化を守り育むこと
- 安曇野らしい田園風景と暮らしを守り育むこと

実施体制

関係各課の連携を図りながら全庁的、総合的に推進するため、庁内プロジェクトチームを設置し、市民 とともに、重点プロジェクトを推進します。

【重点プロジェクトの位置付け】

【将来都市像】



目標

• 水を守り、安曇野に生きるすべての生命を守り育むこと



先人は北アルプスを源とする水系を生かして安曇野を開墾し、この地を代表する産業と独自の文化を育 んできました。今日においても安曇野に暮らす人々にとって、水は生命の源としてだけでなく、産業や文 化などの暮らしの根幹に位置付けられます。

概要

- 水質の維持確保のために、産業・生活の両面から水・土壌・大気の保全に取り組みます。また、 水の涵養を促進し、市民の健康に寄与する里山及び北アルプスの自然環境保全に取り組みます。
- ワサビ田、水田、果樹園、淡水魚養殖など、安曇野の水を生かし、風土に根付いた農林水産業 をはじめ、豊かな水量や清涼な空気を生かした工業、それらと人々を結び、その魅力を伝える 商観光業の振興に取り組みます。
- 水との折り合いを付けながら育んで来た安曇野の歴史文化は、地域における協働の歴史文化で もあることから、教育や観光の場をはじめ、家庭、地域で一丸となって、この文化の伝承に取 り組みます。
- 水を守ることで派生するさまざまな取り組みを重ねることで、安曇野の心象として抱かれる田 園風景を守り、安曇野づくりに取り組みます。

具体事業(案)

- 安全な水供給事業
- 「上水道整備事業」(上水道水源や地下水の水質などの測定とその公表など)
- 水質浄化事業
- 「下水道整備事業」(河川・用水など公共水域の水質測定とその公表など)
- 親林・親水空間整備事業
- 「遊びの森創出」(森林教室、木工教室、森林体験の場など)
- 「親水機能を備えた水辺の創出」(動植物が生息しやすい環境の復活、ビオトープづくりなど)
- 「名水のPR」(市内の名水紹介など)
- 「河川・堰の愛護」(散策コースの設置、歴史・文化の学習の場など)
- 体験学習事業
- 「水環境の体験学習」(水文化の紹介、自然教室など)

目標

食卓を守り、安曇野に暮らす人の健康を守り育むこと

背景

風土に根付き、先人から脈々と受け継いできた食文化は、安曇野の知の集積であり、人々の健康とこの 地を代表する産業、美しい田園風景を育んできました。今日においても安曇野に暮らす人々にとって、食 は自らの生命活動の維持・増進だけでなく、人と人との結びつきを育む上でも欠くことのできないものと して位置付けられています。

概要

- 安曇野に暮らす人の健康を守るために、バランスの良い食事や、安曇野の地に育まれた食文化の普及・開発に取り組みます。
- 学校や飲食店だけでなく、各家庭の日常の食卓に、安全・安心で新鮮な地場産材を届けるため、 その生産を担う農業をはじめ、加工・流通・供給を担う産業の振興などに取り組みます。また、 地場産材の消費を選択する人づくりに取り組みます。
- 豊かな生産環境を生かし、誰もが食べ物の生産の場を体験、参加できる環境づくりに取り組みます。また、澄んだ空気のもと生命に触れ、汗をかくことで、生命の尊さを知り、労働を勤しむ健康な人づくりに取り組みます。
- 食を取り巻く環境を守ることで派生するさまざまな取り組みを重ねることで、安曇野の心象として抱かれる田園風景を守り、安曇野づくりに取り組みます。

具体事業(案)

- 食育推進事業
- 「安曇野の食文化」(伝統行事と郷土食を学ぶなど)
- 「安全な食材」(学校給食に地元の食材など)
- 地産・地消推進事業
- 「おいしい食材」(地場産品を使った献立の紹介など)
- 「安曇野産品の発信」(安心安全な食材、安曇野土産の創出、直売施設のネットワークなど)
- ●市民農園整備事業
- 「安心志向に応える」(農園オーナー、農産物のオーナー制度など)
- 体験学習事業
- 「食農体験」(収穫体験など)

目標

安曇野へ寄せられる想い安曇野に暮らす人の心を守り育むこと

背景

安曇野は塩の道・千国街道の宿駅として、古くから多くの人や物が行き交い、先人はそれらとの交流を通して、柔軟な気質と独自の文化を育んできました。今日においても交流は精神的、物質的な生活を送る上で欠かせないものとして位置付けられます。

また、安曇野市は誕生して間もないものの、安曇野の地は久しく、この地に暮らす人だけでなく、多くの人々に心のふるさととして慕われています。

概要

- 安曇野に暮らす人々が、人と文化にふれあう環境づくりに取り組みます。また、安曇野らしい暮らしを知り、守り、育む環境を充実させることで、地域を誇りに思う人づくりに取り組みます。
- 安曇野を訪れる人にこの地の文化を伝え、心地良さを提供する人と環境づくりに取り組みます。 また、離れた地に、安曇野の魅力を伝える特産品の振興に取り組みます。
- 人や物、情報、知識、技術の交流を深めることにより、多くの人々から想い慕われ、誇りに思われる安曇野づくりに取り組みます。

具体事業(案)

- コミュニティー活動支援事業
 - 「地域コミュニティー支援」(地域活動に対する支援など)
- 「まちの賑わい創出」(地元商店の活性化など)
- 多世代交流事業
- 「市民交流イベント」(ウオーキングなどによる交流と健康増進、伝統行事の伝承など)
- 異業種・異文化交流事業
- 「異業種交流」(異業種交流会のコーディネートなど)
- 「異文化交流」(国際的なイベント、異文化流会の支援など)
- 河川流域交流事業
- 「犀川流域交流」(水辺ウオーキング、河川愛護活動など)
- ツーリズム事業
- 「都市との交流」(農林水産業体験など)
- 安曇野の歴史探訪事業
- 「安曇野の歴史を学ぶ」(美術館・資料館・文化財などのネットワーク、地域の祭りの伝承など)







18企画Bア-1第9号 平成18年7月5日

安曇野市総合計画審議会会長 様

安曇野市長 平林伊三郎

諮問書

社会経済情勢の変化に的確に対応し、市政のより一層の発展を図るため、平成20年度からの市政運営の基本 方針となる安曇野市総合計画を策定したいので、安曇野市総合計画審議会条例(平成18年3月27日条例第8 号)第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成19年10月22日

安曇野市長 平林 伊三郎 様

安曇野市総合計画審議会 会長 糸 長 浩 司

安曇野市総合計画について(答申)

平成18年7月5日付け18企画Bアー1第9号で諮問のありました安曇野市総合計画について、市民意向調査・安曇野市民会議などの意見を参考に、慎重なる審議を重ねたうえで、別添の安曇野市総合計画(素案)を策定しましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記事項に十分配慮されるとともに、計画の達成に向けて努力されるよう要望します。

記

- 1 安曇野市の均衡ある発展を目指して、基本構想に掲げた5つの分野別基本方針と2つの都市経営方針に基づく施策を推進し、将来都市像である「北アルプスに育まれ こころ輝く 田園都市 安曇野」の実現に努めること。
- 2 本計画の趣旨や内容を分かりやすい形で市民に周知するとともに、計画の推進にあたっては、広く市民の理解と協力を求めること。
- 3 行政の役割の変化を踏まえて、多くの市民などの参加・参画を求め、時代の変化に対応しながら、施策の展開 に努めるとともに、行財政改革を進め堅実な都市経営を行われたい。

安曇野市総合計画審議会

年月	В	区分	主 な 内 容
平成18	7 5	第 1 回安曇野市総合計画審議会	「安曇野市総合計画策定について」(諮問)他
	25	第2回安曇野市総合計画審議会	現況把握資料(案)・市民意向調査(案)他
3	8 29	第 3 回安曇野市総合計画審議会	市内視察、市民会議委員募集他
10	0 3	第 4 回安曇野市総合計画審議会	西東京市視察
	15	第 5 回安曇野市総合計画審議会	市民意向調査結果及び市民会議の報告
12	2 25	第6回安曇野市総合計画審議会	市民会議および「市民憲章に入れたい言葉、市の木・花」募集結果の報告
平成19	1 29	第7回安曇野市総合計画審議会	基本構想の構成案・市民憲章他
2	2 22	第8回安曇野市総合計画審議会	市の木・花(学習会)、将来指標、基本構想に伴う将来像・施策大綱(素案)他
;	3 26	第 9 回安曇野市総合計画審議会	市の木・花、施策大綱、基本計画の構成(事務局案)
į	5 11	第10回安曇野市総合計画審議会	平成18年度の経過および19年度の予定、将来像、市の木・花他
	25	第11回安曇野市総合計画審議会	施策大綱(素々案)、基本計画(素々案)、市民憲章(素々案)
(6 29	第12回安曇野市総合計画審議会	市のシンボル、施策大綱(素々案)、基本計画(素々案)
-	7 27	第13回安曇野市総合計画審議会	基本計画(素々案)
3	8 24	第14回安曇野市総合計画審議会	基本計画(草案)
ć	9 14	第15回安曇野市総合計画審議会	基本計画(草案)、重点プロジェクト(案)
	28	第16回安曇野市総合計画審議会	基本構想(草案)、基本計画(草案)、市のシンボル
10	0 15	第17回安曇野市総合計画審議会	総合計画(草案)、答申書(案)
	22	第18回安曇野市総合計画審議会	「安曇野市総合計画(素案)について」(答申)他

安曇野市総合計画審議会部会

年,	年月日		区分	主 な 内 容
平成19	3	26	第1回市民憲章起草部会	市民憲章の構成・文末・項目(分野)の検討
	4	16	第2回市民憲章起草部会	市民憲章(たたき台)の作成
	5	11	第3回市民憲章起草部会	市民憲章(前文・本文)の検討
		23	第4回市民憲章起草部会	市民憲章(前文・本文)の検討
		25	分野別部会①	施策大綱(素々案)、基本計画(素々案)
	6	26	第5回市民憲章起草部会	市民憲章(素々案)
		29	分野別部会②	施策大綱(素々案)、基本計画(素々案)
	7	27	分野別部会③	基本計画(素々案)
	8	24	分野別部会④	基本計画(草案)
	9	14	分野別部会⑤	基本計画(草案)

安曇野市民会議

年	年月日		区分	主な内容
平成18	8	24	市民会議参加者募集(~9月22日)	23人応募
	10	15	第1回安曇野市民会議	テーマ「安曇野市の良い点(ところ)、悪い点(ところ)」(参加者76人)
	11	5	第2回安曇野市民会議	テーマ「安曇野市の課題と目標」(参加者68人)
		19	第3回安曇野市民会議	テーマ「安曇野市の課題に対する解決策と役割」(参加者61人)
	12	3	第4回安曇野市民会議	テーマ「安曇野市の課題に対する解決策と役割」(参加者67人)
		17	第5回安曇野市民会議	テーマ「まちづくり提言の確認」(参加者56人)
		25	第6回安曇野市民会議	市長への提言(「安曇野市民会議報告書」の提出)(参加者90人)

市民アンケート等

年	年月日		区分	主 な 内 容
平成18	8	11	市民意向調査(~8月28日)	市内の18歳以上3,000人、有効回答数1,255票(有効回収率41.8%)
	10	5	「市民憲章に入れたい言葉、市の 木(樹)・花」の募集(~11月20日)	市内全戸、応募467通
平成19	8	8	市の花・木(候補)、市民憲章(草案) の市民意見募集(~9月7日)	2人から4件(市の花・木:2件、市民憲章:2件)
	11	7	市の花・木(候補)、市民憲章(草案) の市民意見募集結果の公表	・広報あづみの(11.07発行) ・市ホームページ

地域審議会

年	月日		区分	主 な 内 容
平成18	6	2	地域審議会	「安曇野市総合計画基本構想に係わる地域課題と将来像について」(諮問)
	7	14	地域審議会	安曇野市総合計画審議会の概要説明
平成19	2	21	地域審議会	「安曇野市総合計画基本構想に係わる地域課題と将来像について」(答申)
	10	2	穂高地域審議会	総合計画(草案)の説明及び意見聴衆
		4	豊科地域審議会	総合計画(草案)の説明及び意見聴衆
		9	堀金地域審議会	総合計画(草案)の説明及び意見聴衆
		10	三郷地域審議会	総合計画(草案)の説明及び意見聴衆
		11	明科地域審議会	総合計画(草案)の説明及び意見聴衆

市議会

年月日		区分	主 な 内 容
平成18 10	13	議会全員協議会①	総合計画の経過報告、市民意向調査結果報告
平成19 4	20	議会全員協議会②	策定経過、総合計画の構成(案)、基本構想・計画(構成案)、市のシンボル
7	20	議会全員協議会③	市の花・木、パブリックコメントの実施、基本構想(素々案)
10	16	議会全員協議会④	安曇野市総合計画(草案)
11	29	議会全員協議会⑤	第1次安曇野市総合計画(案)、安曇野市民憲章
12	4	12月定例会	議案「安曇野市民憲章の制定について」(提出) 議案「第1次安曇野市総合計画基本構想を定めることについて」(提出)
	21	12月定例会	議案「安曇野市民憲章の制定について」(議決) 議案「第1次安曇野市総合計画基本構想を定めることについて」(議決)

庁議・庁内策定プロジェクトチーム(PT)等

年。	年月日		区分	主 な 内 容
平成18	6	1	庁議	「安曇野市総合計画策定に関する基本方針について」(決定)
	8	30	職員説明会	基本方針、総合計画策定庁内体制
	9	14	策定PT第1回策定主任会議	計画策定庁内体制、市職員の主な事務、市民会議
	12	3	策定PT第2回策定主任会議	市民会議、基本計画(素々案)
平成19	1	12	策定PT幹事·策定主任合同会議	計画策定日程、市民会議報告書、基本計画(素々案)の確認、修正
	4	13	策定PT第1回幹事会	策定経過、総合計画の構成(案)、基本構想・計画(素案)、市のシンボル
	7	4	職員説明会(~6日)	総合計画の構成、将来像、基本構想・計画(素々案)、紙面構成、諸指標
		25	策定PT第2回幹事会	諸指標、基本計画(素々案)、当面の日程
	8	2	庁議	市の花・木(候補)・市民憲章(草案)に対するパブリックコメント
		13	策定PT第3回幹事会	基本計画(草案)検討経過、諸指標
	11	5	策定PT第4回幹事会	安曇野市総合計画(素案)
		13	庁議	安曇野市総合計画(案)、市民憲章(案)

(平成 18 年7月5日~)

	,, _, _, _, _, _, _, _, _,	(平成 18 年 / 月5日~)
条例の区分	役職名等	氏 名 備 考
	安曇野市商工会長	会 田 二 郎
(1)民間諸団体	安曇野市区長会長	河 村 佳 次
の代表者	あづみ農業協同組合代表理事組合長	鈴 木 章 文
	安曇野市観光協会副会長	黒 岩 千 展
	勤労者互助会·理事	米 倉 勝 身
	教育委員会委員長	望 月 昭 彦 副会長
	農業委員会会長	中島信男 18.07.20まで
	II	金 森 伊 継 18.07.21から
(2)学識経験	松本地方事務所長	田 野 尻 正 19.03.31まで
を有する者	<i>'</i> //	鎌 田 泰 太 郎 19.04.01から
	安曇野建設事務所長	笠 井 明 19.03.31まで
	<i>'</i> //	仁 科 光 晴 19.04.01から
	日本大学教授	糸 長 浩 司 会長
	豊科地域審議会長	等々力秀和
	穂高地域審議会長	腰 原 基 弘
(3)各地域	三郷地域審議会長	曽根原孝和
審議会委員	堀金地域審議会長	宮澤功一
	明科地域審議会長	山 崎 輝 男 19.03.31まで
	<i>11</i>	岩 渕 二 朗 19.04.01から
(4)その他市長 が必要と 認める者	安曇野市PTA連合会長	古 澤 榮 一 19.03.31まで
	<i>'</i> //	古岩井久仁 19.04.01から
	安曇野市連合婦人会長	佐 藤 タ カ ヱ
	安曇野市民生児童委員会長	岡村豊作
	中央公民館長	伊 藤 文 男
	公募委員	百 瀬 陽 子
	公募委員	中 澤 吉 宏 19.03.31まで
	公募委員	中 川 完 治 19.03.31まで
	公募委員	三 原 寛 人
	公募委員	望月静美
		1

※敬称略、役職等名称は委員委嘱時のものです



昭和55年 (1980年) 昭和60年 (1985年) 平成2年 (1990年) 平成7年 (1995年) 平成12年 (2000年) 平成17年 (2005年) 単位 総数 75,209 79,607 83,154 88,231 92,864 人 96,266 総人口 39,797 男 人 36,075 42,366 44,681 38,144 46,432 女 人 39,134 41,463 43,357 45,865 48,183 49,834 戸 総世帯数 20,029 21,620 23,583 26,782 30,177 32,743 世帯 人/戸 一世帯人口 3.76 3.68 3.53 3.29 3.08 2.94 人 16,652 16,210 14,622 13,720 13,842 13,832 0歳~14歳 % 22.1 20.4 17.6 15.6 14.9 14.4 三層区分 48,970 52,128 55,024 57,878 59,492 人 60,213 15歳~64歳 % 65.1 65.5 66.2 65.6 62.5 64.1 人 9,587 11,269 13,508 16,633 19,524 22,216 65歳以上 % 12.7 14.2 16.2 18.9 21.0 23.1 43,773 45,884 41,164 49,752 人 51,131 51,273 就業人口 % 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 人 9,531 8,349 6,946 6,676 5,855 5,928 第1次産業 就業構造 % 19.1 15.1 23.1 13.4 11.5 11.6 人 15,417 17,570 18,259 18,956 19,064 16,484 第2次産業 % 37.5 40.1 39.8 38.1 37.3 32.1 人 16,216 17,854 20,679 24,120 26,212 28,861 第3次産業 % 39.4 40.8 45.1 48.5 51.2 56.3

※昭和55年~平成12年は平成17年10月1日現在の市域に組み替えた数値です

※総数には「不詳」が含まれているため、内訳を合計しても一致しない場合があります

※三層区分の構成比において四捨五入の関係で合計が100にならない場合もあります



第1次安曇野市総合計画

平成 20 年 3 月

発行 編集

安曇野市 企画財政部企画政策課

〒399-8205 安曇野市豊科4932番地46

電話 0263-71-2000 FAX 0263-71-5000



